

^{ひと}女と^{ひと}男で築く、
やさしく住みよいまちづくり

—第2次宇城市男女共同参画計画—

平成24年3月
宇 城 市

はじめに

男女共同参画社会の実現をめざして



宇城市では、平成 18 年度に平成 19 年度から 5 年間を視野にいたした「第 1 次宇城市男女共同参画計画～女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり～」を策定し、女性と男性が、それぞれに自立したひとりの人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や地域、職場、学校などのあらゆる場面に参画できるようなまちづくりをめざしてまいりました。

また、平成 19 年 10 月 1 日には「宇城市男女共同参画推進条例」を施行し、この中で基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育に携わる者の責務を謳い、男女共同参画推進の方向性を明確にいたしました。

しかしながら、少子高齢化の進行による人口減少や国際化・情報化の進展、経済状況の変動など、近年の社会情勢は急激に変化しています。また、平成 23 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災においては、災害時の避難生活や防災において、男性だけでなく女性の視点が重要であることが再確認されています。このような状況の中で、誰もが豊かに過ごせる環境を整えるためには、男女共同参画の視点を持った取り組みを進めることがますます重要になってきています。

そこで、このたび、第 1 次計画が平成 23 年度をもって計画期間を終えることから、これまでの成果や課題を踏まえつつ、条例の理念に基づき「第 2 次宇城市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の意識づくり、人権の尊重、家庭や地域、就業の場における男女共同参画の推進、そして防災等における男女共同参画の推進について重点的に取り組むこととしております。

今後も、市民の皆様とともにこの計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、市民意識調査、パブリックコメントなどにご協力いただきました多くの市民の皆様をはじめ、ご協議、ご意見をいただきました宇城市男女共同参画社会推進委員会委員、並びにご審議いただきました宇城市男女共同参画審議会の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

宇城市長 篠崎 鐵男

宇城市男女共同参画都市宣言文

私たちは、女性と男性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場面に参画できる「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を基本理念として、宇城市の男女共同参画社会の実現をめざします。

- 1 私たちは、一人一人の人権を尊重し、個性と能力が発揮できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、あらゆる分野に男女が共に等しく参画できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、みんなが健康で安全に安心して暮らせる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、市、市民、事業者が協働し、未来に輝くフロンティアシティ・宇城をめざします。

宇城市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成19年11月21日

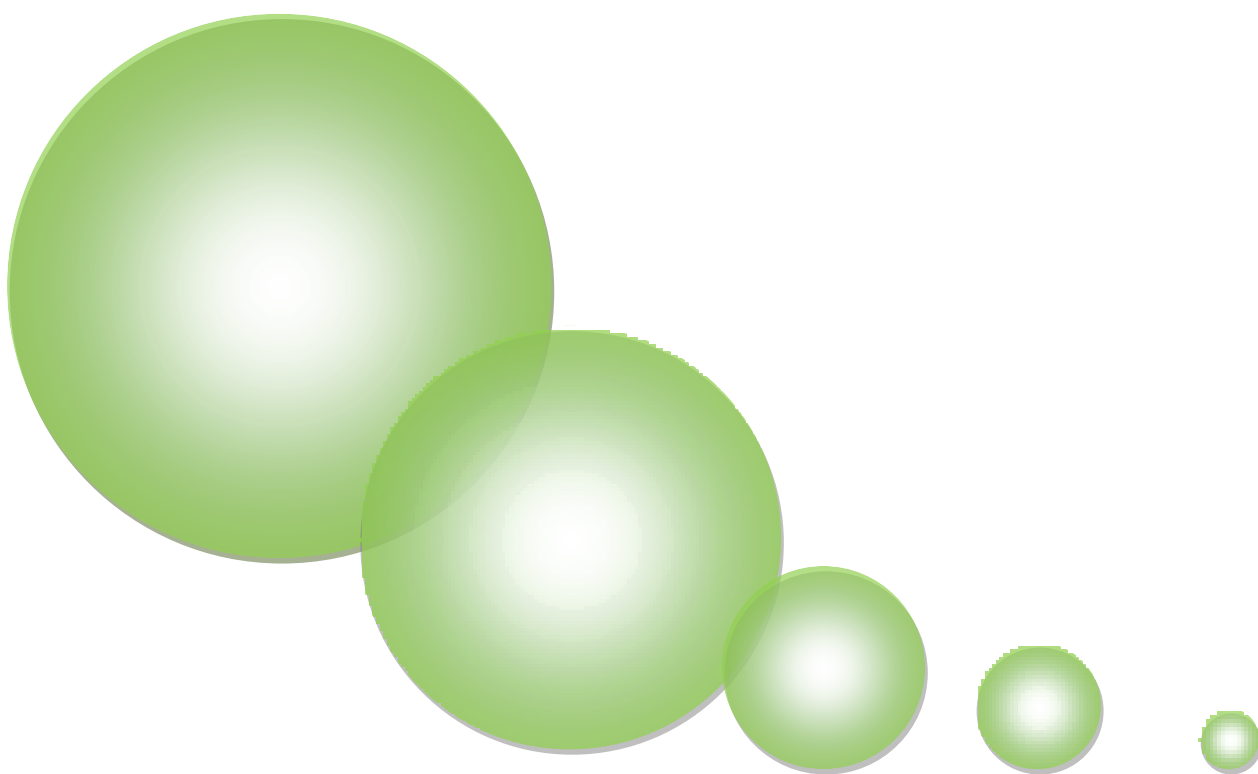
宇城市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の背景.....	1
3 計画の推進体制.....	4
第2章 計画の概要.....	5
1 計画の基本理念.....	5
2 計画の性格と期間.....	5
3 宇城市男女共同参画計画体系図.....	6
第3章 重点目標と施策の展開.....	7
重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革.....	7
施策の基本方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革.....	7
主要施策（1）市民に対する意識啓発.....	8
主要施策（2）市業務の見直し.....	10
施策の基本方向2. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大.....	11
主要施策（1）女性リーダーの育成支援.....	12
主要施策（2）行政への女性の積極的登用.....	13
施策の基本方向3. 国際的視野に立った男女共同参画の推進.....	14
主要施策（1）国際的視野に立った男女共同参画の推進.....	14
重点目標Ⅱ 男女の人権尊重.....	15
施策の基本方向1. 人権に関する意識啓発.....	15
主要施策（1）広報・セミナーなどによる啓発.....	16
主要施策（2）男性と子どもにとっての男女共同参画の推進.....	18
施策の基本方向2. あらゆる形態の暴力の根絶.....	19
主要施策（1）DV・ハラスメント・いじめ・虐待などの防止と被害者の救済.....	20
主要施策（2）DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する広報.....	22
施策の基本方向3. 生涯を通じた男女の健康支援.....	23
主要施策（1）各種健康づくりの促進.....	23
主要施策（2）教育事業の推進.....	24

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進	25
施策の基本方向1. 高齢者・障がい者福祉の推進	25
主要施策（1）福祉サービスの推進	26
主要施策（2）高齢者・障がい者の社会参画促進	27
施策の基本方向2. 子育てに関する支援の充実	28
主要施策（1）子育て支援サービスの推進	29
主要施策（2）相談・情報提供の充実	31
施策の基本方向3. 男女の仕事と生活の調和	32
主要施策（1）仕事と家庭の両立	33
主要施策（2）家庭生活での男女共同参画促進	34
施策の基本方向4. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	35
主要施策（1）男女平等を基本とする学校教育・幼児教育（保育）の推進	36
主要施策（2）教育関係者の啓発	37
主要施策（3）社会教育の充実	37
重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進	39
施策の基本方向1. 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	39
主要施策（1）事業所に対する啓発	41
主要施策（2）職場環境の整備	41
主要施策（3）様々なハラスメント防止対策の推進	42
施策の基本方向2. 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	43
主要施策（1）商工業の活性化と男女共同参画推進	44
主要施策（2）農林水産業の活性化と男女共同参画推進	44
重点目標Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり	46
施策の基本方向1. 防災その他の分野における男女共同参画の推進	46
主要施策（1）人にやさしい安全・安心のまちづくり	46
主要施策（2）男女共同参画の視点に立った防災の基盤づくり	47
参考資料	48
1 男女共同参画社会基本法	48
2 熊本県男女共同参画推進条例	51
3 宇城市男女共同参画推進条例	54
4 年表	58
5 近年における宇城市の主な事業実績	61
6 宇城市男女共同参画審議会 委員名簿	66

第 1 章 計画の策定にあたって





1 計画の目的

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけています。

宇城市では、平成18年度に計画された、平成19年度から23年度までの「第1次男女共同参画計画」に沿って男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、様々な分野で固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、女性に対する暴力の問題など、性にに基づく被害や差別も未だ存在しています。また、少子・高齢化が進展する一方で、経済の低迷による失業者や非正規雇用者の増加で生じる貧困や格差の拡大、国際化の進展による定住外国人の増加など、社会情勢の変化は著しいものがあります。さらに、平成23年3月11日に起きた東日本大震災においては、防災において男性だけではなく女性の視線からも被災者支援や復興対策を行うことの重要性が、改めて注目されています。

本計画は、こうした状況のもと、前計画の成果や課題を踏まえつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、策定するものです。



2 計画の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、昭和50年を国際婦人年と定め、メキシコシティで行われた第1回世界女性会議において「平等・発展・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択しました。また、翌昭和51年から昭和60年を「国連婦人の十年」とし、女性の地位向上に向けた取り組みが開始されました。

国連婦人の十年の間には昭和54年に第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和55年には日本も署名しました。また最終年度である昭和60年の第3回世界女性会議では、平成12年に向けて各国などが効果的措置をとるためのガイドラインが採択されました(西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略)。

平成7年の第4回世界女性会議では、女性の地位向上のための世界的な行動指針である「北京宣言」及び平成12年までに各国及び国際社会がとるべき12の重大問題領域が明記された「行動綱領」が採択され、目標年度である平成12年に、「行動綱領」の実施状況の評価とその完全なる実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ(成果文書)」が採択されました(於：国連特別総会「女性2000年会議」)。

平成17年には、第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)がニューヨークにおいて開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める「宣言」が行われ、女性の地位に関する10の決議が採択されました。

平成18年には、「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が東京で開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等をめざして」をテーマとして、ジェンダー※の平等に関する各国の連携について合意がもたれました。

平成22年3月の国連女性の日には、UNIFEM（国連婦人開発基金）と国連グローバルコンパクトによる「女性のエンパワーメント※のための指針」が公表されました。指針には「共同参画がビジネスのカギ」という副題が付けられており、ビジネス界に向けて女性の雇用機会の増加や、管理職、取締役などへの積極的な登用などが提言され、経済分野における女性の参画などに対する取り組みが推し進められています。

（2）国の動き

昭和52年には最初の行動計画である「国内行動計画」が策定され、昭和60年には、国連の「女子差別撤廃条約」批准のために「男女雇用機会均等法」が制定されました。

昭和62年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定、平成3年には「育児休業法」が成立するなど、家庭や職場における基本的な法整備が進むとともに、平成6年には、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が設置されるなど、推進体制の強化が図られました。

平成7年には、「育児・介護休業法」が、翌平成8年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、より広範にわたっての法整備が進められるとともに、平成11年には、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律によって、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置づけられました。

平成12年には、基本法に基づくはじめての行動計画である「男女共同参画基本計画」を策定、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定、「育児・介護休業法」の改正が行われました。

また平成15年には「次世代育成支援対策推進法」も成立し、女性の権利や子育て支援に対する法整備が行われるとともに、平成19年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また、経済分野に対する女性の参画促進という国際社会の流れを受け、「女性の再チャレンジ支援事業」が開始されるなど、仕事と生活における男女共同参画が進められました。

※ ジェンダー（社会的・文化的性別）

生まれる前に決定される生物学的な性の違い（Sex／生物学的性別）に対して、社会的・文化的に作り上げられた性差観念のこと。「男らしさ・女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」など、日常生活において期待される固定的な性別役割分担意識などが代表的である。

※ エンパワーメント

個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる、社会的技術や能力を積極的に獲得することで、自分自身の社会的機能を向上させ、社会生活に反映すること。男女共同参画においては、女性が様々な技術や知識を身に付けることで、社会で担う役割を多様化させ、地位や発言力等の向上をめざしてきたことなどを指す。

※ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいう。

平成20年には、男女共同参画推進本部において、女性の参画拡大を推進するための「女性の参画加速プログラム」を決定し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野について、重点的取り組みを推進することとしました。

平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、女性の活躍による経済社会の活性化や、男性、子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進などに取り組んでいます。

(3) 熊本県の動き

熊本県では、男女共同参画推進に向けて、担当部署の設置、また県の指針となる計画の策定が進められてきました。平成13年に第1次「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」を策定しています。

近年では平成20年度に、県政運営の基本方針である「くまもとの夢4ヵ年戦略」において「男女共同参画の推進」を重点施策として取り上げ、女性の政策・方針決定過程への参画拡大やエンパワーメント、女性へのあらゆる暴力の根絶などに取り組んでいます。また、平成22年度には平成28年度を目標年度とする「第3次 熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」を策定し、「仕事と家庭・地域生活の両立支援」、「男性・子どもにとっての男女共同参画の推進」、「高齢者、障がい者、外国人などが安心して暮らせる環境の整備」などの項目を盛り込み、男性にとっても、女性にとっても生きやすい社会づくりをめざして事業を推進しています。

(4) 宇城市の動き

合併後、宇城市では総務部人権啓発課男女共生係を中心に、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めています。

まず、「パートナーシップ（共同・協力）」をタイトルにしたセミナー・フェスティバル・広報記事などで、男女共同参画社会に関する啓発を推進してきました。また、「宇城市男女共同参画推進懇話会」、「宇城市男女共同参画庁内推進会議」を設置し、啓発の主体となるべく研修を重ねるとともに、男女共同参画社会に関わる行政内外の声を集約しました。更に、それらを基に「宇城市男女共同参画計画」の策定に向けて、平成17年度に宇城市男女共同参画市民意識調査を実施し、宇城市における課題・方向性を明らかにしました。

平成19年度は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、“女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、「宇城市男女共同参画推進条例」を制定し、条例のリーフレットを全世帯に配布し、市民へ男女共同参画の理解・協力を推進しました。また、条例制定をうけ、市長の諮問機関として「宇城市男女共同参画審議会」を設置しました。

平成19年11月21日には、パートナーシップ・フェスティバルを「男女共同参画宣言都市」記念大会（内閣府奨励事業）として開催し、男女共同参画社会の実現に向けて宣言しました。

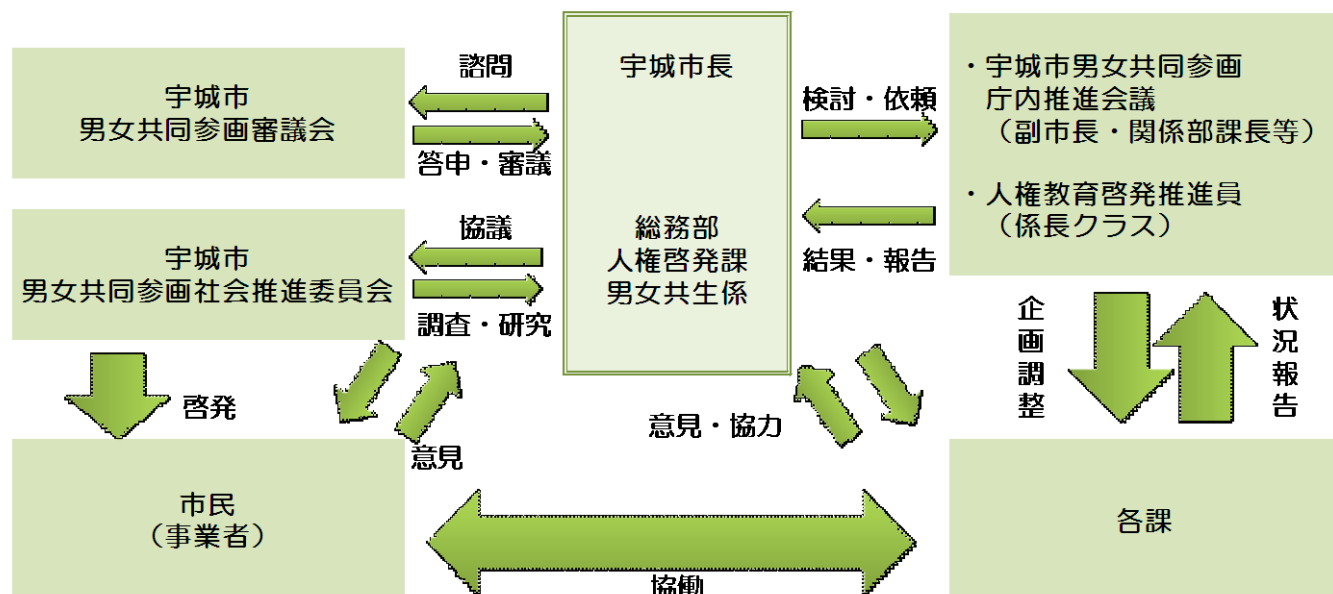
また、「宇城市男女共同参画推進懇話会」を「宇城市男女共同参画社会推進委員会」と名称を変更し、現在も地域のリーダーとなるよう、研修会への参加や自主勉強会に取り組み、市民への啓発活動を行っています。

行政内では、職員の意識向上とより良い職場環境づくりを推進するとともに、男女共同参画計画にある各課の具体的施策の計画・取り組み・進捗状況の確認を目的に「人権教育啓発推進員」を組織しました。

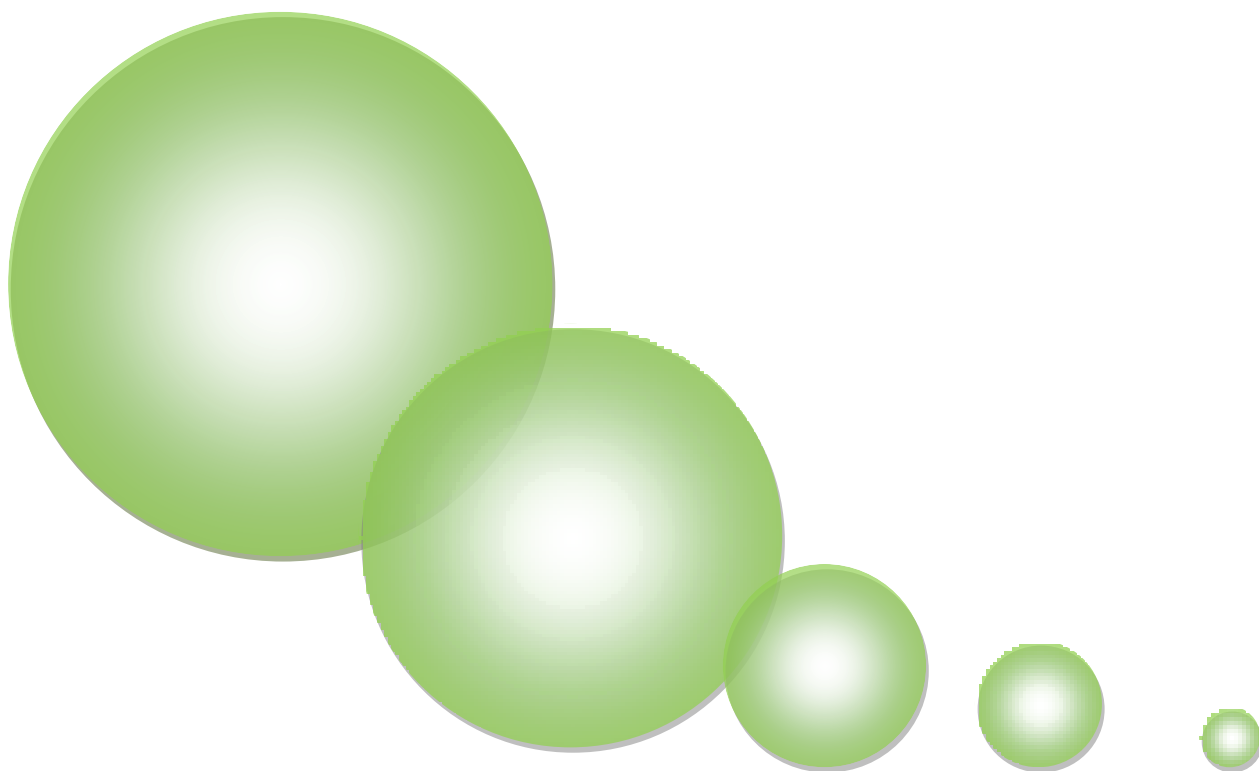
平成20年度以降は、「第1次宇城市男女共同参画計画」の策定のもと、家庭で・・地域で・・学校で・・職場で・・その趣旨にあった様々な施策を積極的に推進してきました。第1次計画の反省点を踏まえ、平成22年度に実施した宇城市男女共同参画市民意識調査（以下「市民意識調査」）での結果を考慮しながら、また、現代の社会情勢及び市民の意識、価値観の変化に対応した「第2次宇城市男女共同参画計画」を策定し、推進していきます。

3 計画の推進体制

宇城市男女共同参画推進体制



第2章 計画の概要





1 計画の基本理念

「女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり」

私たちは、それぞれが個人の人権を尊重され、性別、思想、信条などに関わらず、人間として幸せに生きる権利を持っており、日本国憲法の中でも、国民は基本的人権を保障され、法の下に平等であることが保障されています。

しかし、私たちのまわりには、依然として性差による差別、固定化された性別役割分担意識に縛られ、女性や男性の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習などが残っている状況にあります。

また、現在では少子・高齢化の進行、社会のグローバル化、経済状況の大きな変化など、多様化・複雑化する社会環境への対応が求められていますが、このためにも、男女が等しく社会の責任を担い、利益を享受する男女共同参画社会の推進は重要な課題として位置づけられます。

国においては、「第3次男女共同参画基本計画」において、男女共同参画社会の推進のために取り組むべき喫緊の課題として、①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現、③雇用・セーフティネットの再構築、④推進体制の強化をあげています。

本市においても、合併後様々な施策に取り組んできましたが、残念ながら固定化された性別役割分担意識に大きな改善はみられていません。そのため、前期計画まで取り組んできた、女性と男性が、それぞれに自立したひとりの人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や地域、職場などのあらゆる場面に参画していけるようなまちづくりをめざした基本理念「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を引き継ぎつつ、更に実効性のある計画とするため、本計画から初めて各施策ごとに目標値を定めることによって、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取り組みを進めていきます。



2 計画の性格と期間

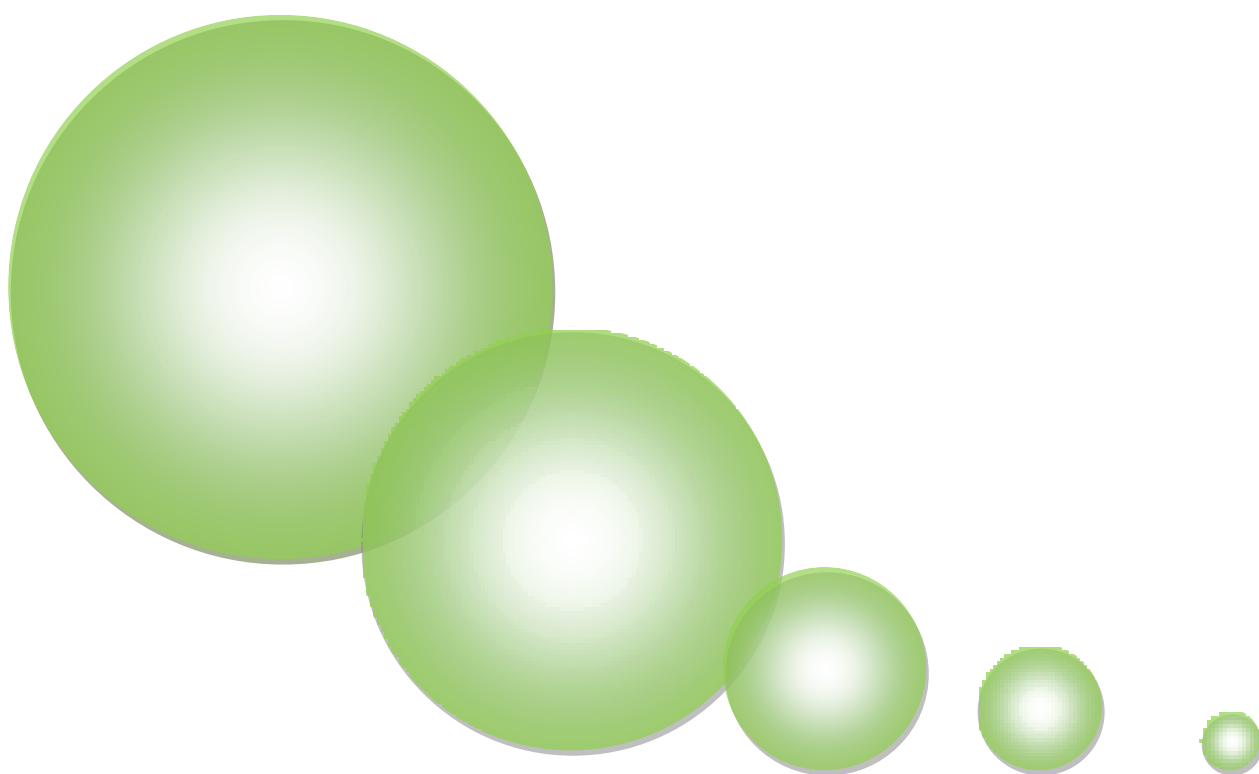
- (1) この計画は、平成18年度に策定された「宇城市男女共同参画計画」の第2次計画であり、市民意識調査の結果及び、宇城市男女共同参画社会推進委員会の中の策定委員会、宇城市男女共同参画庁内推進会議による協議や宇城市男女共同参画審議会の諮問・答申を経て、地域住民の意見を反映させて男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となるものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法に則り、国や県の男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、第1次宇城市総合計画との整合性を図っています。
- (3) 計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間とし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

3 宇城市男女共同参画計画体系図

女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり

重点目標	施策の基本方向	主要施策
Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	(1) 市民に対する意識啓発 (2) 市業務の見直し
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 女性リーダーの育成支援 (2) 行政への女性の積極的登用
	3 国際的視野に立った男女共同参画の推進	(1) 国際的視野に立った男女共同参画の推進
Ⅱ 男女の人権尊重	1 人権に関する意識啓発	(1) 広報・セミナーなどによる啓発 (2) 男性と子どもにとっての男女共同参画の推進
	2 あらゆる形態の暴力の根絶	(1) DV・ハラスメント・いじめ・虐待などの防止と被害者の救済 (2) DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する広報
	3 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 各種健康づくりの促進 (2) 教育事業の推進
Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進	1 高齢者・障がい者福祉の推進	(1) 福祉サービスの推進 (2) 高齢者・障がい者の社会参画促進
	2 子育てに関する支援の充実	(1) 子育て支援サービスの推進 (2) 相談・情報提供の充実
	3 男女の仕事と生活の調和	(1) 仕事と家庭の両立 (2) 家庭生活での男女共同参画促進
	4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	(1) 男女平等を基本とする学校教育・幼児教育（保育）の推進 (2) 教育関係者の啓発 (3) 社会教育の充実
Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進	1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	(1) 事業所に対する啓発 (2) 職場環境の整備 (3) 様々なハラスメント防止対策の推進
	2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	(1) 商工業の活性化と男女共同参画推進 (2) 農林水産業の活性化と男女共同参画推進
V 住民が安心して生活できる環境づくり	1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	(1) 人にやさしい安全・安心のまちづくり (2) 男女共同参画の視点に立った防災の基盤づくり

第3章 重点目標と施策の展開



重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

現状と課題

市民意識調査によれば、様々な分野の中で、平等と感じられる割合が高いものは「学校教育」と「法律・制度のうえで」に限られており、これ以外の分野はいずれも男性優遇感が強いという状況でした。

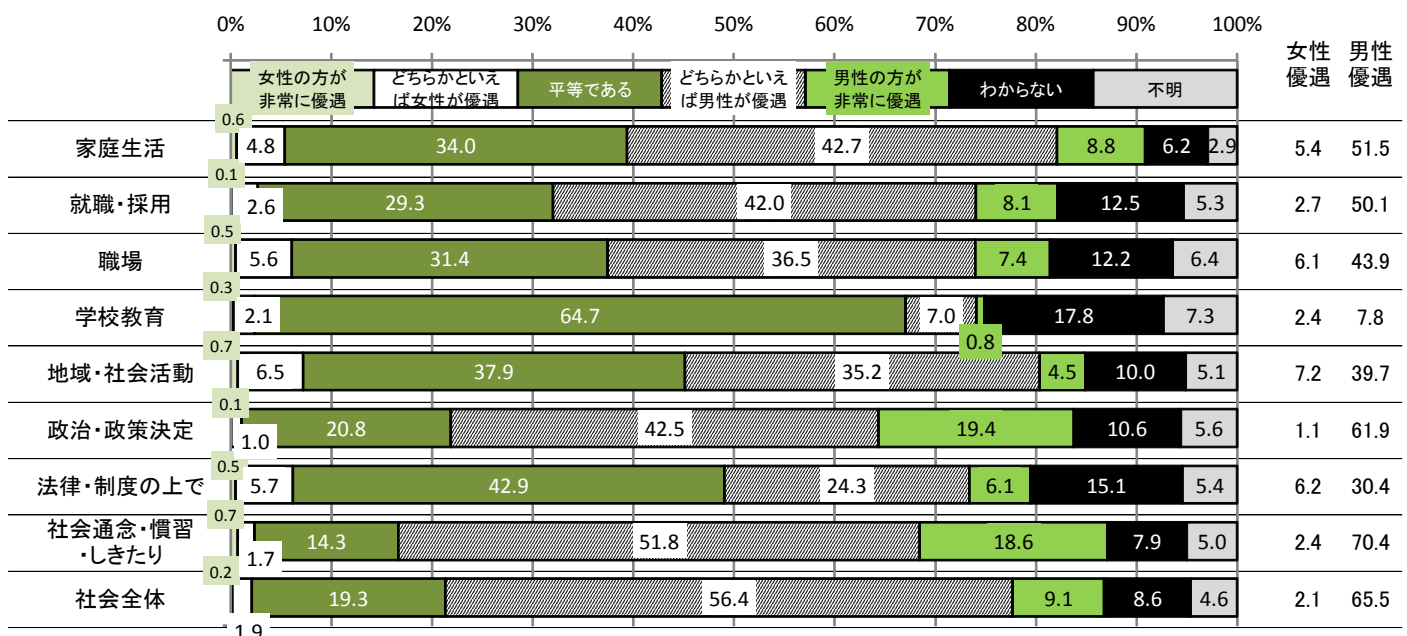
特に男性の優遇感が強く感じられている項目は、「政治・政策決定」と「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」の3つで、過半数以上の人が男性優遇と感じています。

これらの項目については、平成17年度に行われた調査でも同様に男性の優遇感が強くあらわれており、残念ながら5年間で大きな変化がみられていません。

男女共同参画社会の実現においては、市民一人ひとりの意識が変わることが重要です。今後は啓発の機会を更に充実させるとともに、市民に先立って男女共同参画を推進する立場として、市の業務を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていきます。

また、評価指標を設け、男女共同参画の更なる推進をめざします。

【男女平等について】



資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

評価指標	平成 17 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値
政治・政策決定について「平等である」と回答した人の割合	20.9%	20.8%	30.0%
社会通念・習慣・しきたりについて「平等である」と回答した人の割合	12.6%	14.3%	20.0%

主要施策（1）市民に対する意識啓発

具体的施策	取り組み内容	今後の 方向性	担当課
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、一般市民向けのセミナー・講演会を開催します。 また、一般市民を対象にしたセミナーに加え、各種団体への講演会や出前講座も実施します。	継続	人権啓発課
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画社会推進委員会と協議しながら、男女共同参画宣言都市にかかる奨励事業の実施を検討し、広く一般市民や事業所に、男女がともに支えあい個性と能力を発揮できる男女共同参画での人づくり・地域づくりを実現させることで、より身近な機会として、講演会などを開催し、意識啓発を行います。	継続	人権啓発課
広報紙による啓発活動	市広報「うき」に、毎月「パートナーシップ便り」としてコーナーを設け、男女共同参画に関する記事を掲載し、広く市民に周知・啓発を行います。	継続	人権啓発課 情報統計課
啓発資料など情報提供	男女共同参画に関する啓発ビデオなど関連教材や機材の貸し出しを行います。現在は、貸出件数が少ないため、啓発ビデオ・DVD一覧を作成し、貸出を呼びかけるとともに、広報誌などでの周知を行います。	継続	人権啓発課 生涯学習課
啓発資料の作成	条例制定などを市民に知らせるため、啓発資料の作成に取り組みます。 また、パートナーシップ・フェスティバルなど、様々な機会においてパンフレット・チラシ・冊子などを配布し、市民の意識向上を図ります。	継続	人権啓発課 関係課

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
慣習・慣行の見直し	従来から当たり前のように男性上位の分野である、地域活動や家庭生活の中の慣習・慣行の見直しを進めるため、パートナーシップ・フェスティバルやセミナー、出前講座など、様々な機会を捉えて啓発を行います。	継続	人権啓発課 関係課
公民館講座	女性も男性も自立し、ともに仲良く生きることができる社会を築くため、市民を対象に、自己の向上、仲間作り、生活面の向上を図り、男女平等意識を高め合う講座を開催します。 また、男性の受講生の数も増加しており、より様々な層にアプローチできる講座の企画や内容の充実に努めます。	充実・ 拡充	中央公民館
図書の充実と情報提供	各図書館における「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・蔵書リストに基づき、利用の推進を図ります。 また、継続して「男女共同参画社会に関する資料」の収集を行い、リストの作成と関係資料の特集をくむとともに、意識を高め、情報提供の促進を図ります。	継続	中央図書館
文化ホール自主文化事業	音楽、演劇、舞踏などの優れた芸術文化に、子育て中でも気軽に触れる機会を提供するため、託児付きの自主事業を管理運営している指定管理者と協議しながら、進めて行きます。未就学児の入場料無料や入場制限緩和など、様々なニーズに対応した自主事業も開催します。 また、ポスター・チラシなどを展示するほか、様々な機会を捉えて、市民の文化意識の高揚を図るとともに、男女共同参画社会について啓発を行います。	継続	文化課

主要施策（２）市業務の見直し

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し	男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、市が率先して男女が平等に働ける職場環境づくりを進めます。 具体的には、 ○行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、異動希望調書などを利用した人事異動や課内部での職務分担の変更を進めます。 ○男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当するなどの意識改革を促します。	継続	総務課
宇城市総合計画に基づく各種計画策定	平成 21 年度に策定された「宇城市総合計画（後期基本計画）」に基づき、様々な計画が策定されますが、その際に男女共同参画社会基本法の理念を具体化する施策を盛り込んだ各種計画を策定するよう、関係各課と連携を図ります。	継続	企画課
人権教育啓発推進員	年数回の研修への参加を促し、実態や取り組み状況などの進捗状況報告などを行うことで、視野やネットワークを広げ、各部署での明るい職場づくりのリーダーとなることを目的とし、市行政の各部署に「人権教育啓発推進員」を設置しています。今後も継続して、研修などの実施を行います。	継続	人権啓発課 生涯学習課
市で発行する広報紙やパンフレットなどメディアにおける表現への配慮	広報紙を始めとする市の発行物では、性差別を助長するような文章表現や写真・絵・イラストなどを掲載しないよう配慮し、人権尊重の視点に立った印刷物を作成し、発行します。	継続	関係課
刊行物ガイドラインの作成	内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をガイドラインとし、市が発行する刊行物がガイドラインに沿って作成されるように、業務掲示板や人権教育啓発推進委員会などの研修会で啓発を行います。	継続	人権啓発課

施策の基本方向2. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

男女共同参画社会基本法が制定されてから12年が経過し、女性の社会進出は進んでいます。労働力人口の約4割は女性となっており、政治や経済、社会など多くの分野で、大きな役割を果たしています。しかしその一方で、政策・方針決定過程への女性の参画はあまり進んでいない現状となっています。国では、「第3次男女共同参画基本計画」において、平成32年までに社会の各分野の指導的地位に占める女性の割合を30%とするという目標を掲げています。

本市においては、平成23年4月現在で、係長職までを加えた合計では26.3%となっており、国が設定している30%にかなり近づいてきています。しかしながら、市管理職の割合は、11.4%と低く女性の管理職登用を更に推進していきます。

また、市民にとってより身近な地域での各団体や組織においても、女性が方針決定過程へ参画できるよう、啓発を進めます。

①市管理職の女性の登用状況（平成23年4月1日現在）

	総数	女性	割合(%)
部長級	10	0	0.0
次長級	18	1	5.6
課長級	42	7	16.6
計	70	8	11.4
係長級	139	47	33.8
合計	209	55	26.3
職員全体（特別職を除く）	560	241	43.0

②地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況（平成23年3月31日現在）

	総数	女性	割合(%)
広域の審議会を除く審議会	517	136	26.3
広域の審議会	77	27	35.1

③地方自治法（第180の5）に基づく委員会等の女性の登用状況（平成23年3月31日現在）

	総数	女性	割合(%)
教育委員会	6	0	0.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	27	1	3.7
固定資産評価審査委員会	5	0	0.0

④市議会議員に占める女性の割合（平成23年4月1日現在）

	条例定数	現員総数	女性	割合(%)
市議会議員	26	26	2	7.7

資料：宇城市

評価指標	平成 18 年度 実績値	平成 23 年度 実績値	平成 28 年度 目標値
市職員の管理職登用	8.6%	11.4%	30.0%
市の女性嘱託員数	3 人	0 人	5 人

主要施策（１）女性リーダーの育成支援

具体的施策	取り組み内容	今後の 方向性	担当課
男女共同参画を推進する リーダーの育成	一般市民による、地域に密着した『男女共同参画社会づくり』を推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援します。 今後も同様に参加者を募り、特に参加の少ない男性の地域リーダーの育成も促します。	継続	人権啓発課
女性人材リストの作成	各種学習会などの実施を通し、女性の人材を育成し、人材リストを作成します。また、幅広い年齢層の登録をめざし、女性人材リストの充実を図ります。	継続	人権啓発課
女性人材の育成	女性団体などのネットワークづくりや学習会などの実施や、女性人材リスト登録者への研修などを通して、意思決定の場に参画できる女性の人材や地域リーダーを育成します。	継続	人権啓発課
あらゆる分野への男女共同参画の推進	各種審議会・委員会などへの女性登用を積極的に推進し、30%の目標を達成するため、庁内推進委員会や人権教育啓発推進委員会議の中で周知を図るほか、男女共同参画社会推進委員会から市長及び市議会議長へ女性の登用に関する「要望書」を提出し、積極的な女性の登用につなげていきます。	継続	関係課

主要施策（２）行政への女性の積極的登用

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
地域活動組織への女性役職登用の働きかけ	現在 178 行政区のうち女性の嘱託員はいないため、嘱託員会議などで、男女共同参画の研修又は、情報を積極的に提供し、機会あるごとに行政区役職への女性登用を働きかけます。	継続	総務課 各支所 総合窓口課
女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実	女性職員の政策立案研修などへの参加を推進し、男女の昇進機会の均等を図るため、昇任試験制度を実施します。 また、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施します。	継続	総務課
地域審議会への女性の登用推進	地域審議会は、合併によって住民の意見が市の施策に反映されにくくなるとの懸念から、市の施策全般に関し住民の意見が反映できるよう市長の諮問機関として設置しています。今後も積極的な女性の登用を進めていきます。	充実・拡充	総務課 各支所 総合窓口課

施策の基本方向3. 国際的視野に立った男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画は世界共通の課題であり、世界各国で取り組まれています。わが国においても、「男女共同参画社会基本法」の第7条に「男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調のもとに行われなければならない。」とうたわれています。

国連開発計画（UNDP）が平成21年に発表したジェンダー・エンパワメント指数※によれば、日本の順位は108カ国中57位となっており、先進国の中ではかなり遅れています。

宇城市においても、国際的な視野に立った男女共同参画の推進を進めることが必要であり、そのためには早い段階からの教育が重要と考えます。21世紀の国際社会で活躍できる人材の育成のためにも、長期的な視点による男女共同参画教育を進めていきます。

主要施策（1）国際的視野に立った男女共同参画の推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
国際的視野に立った男女共同参画学習会の実施	男女共同参画講座や講演会開催にあたって、国際的な視野に立った、国際交流に関する企画を計画します。	継続	人権啓発課 中央公民館
国際理解と国際交流	21世紀の国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれ、個性に満ち、国際感覚を備えた「強くて優しい」児童生徒の育成をめざします。 また、外国人による授業などを通して、異文化に対する理解や友好交流を深めます。 ○教育課程特例校事業 ○A L Tを活用した授業の検討 ○国際交流事業	継続	学校教育課

※ ジェンダー・エンパワメント指数

女性の政治参加や経済界における活躍、意思決定に参加できるかどうかを表す指数で、男女の国会議員に占める比率、男女の管理職に占める比率と専門職・技術職に占める比率、男女の推定勤労所得などを用いて算出する。

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

施策の基本方向1. 人権に関する意識啓発

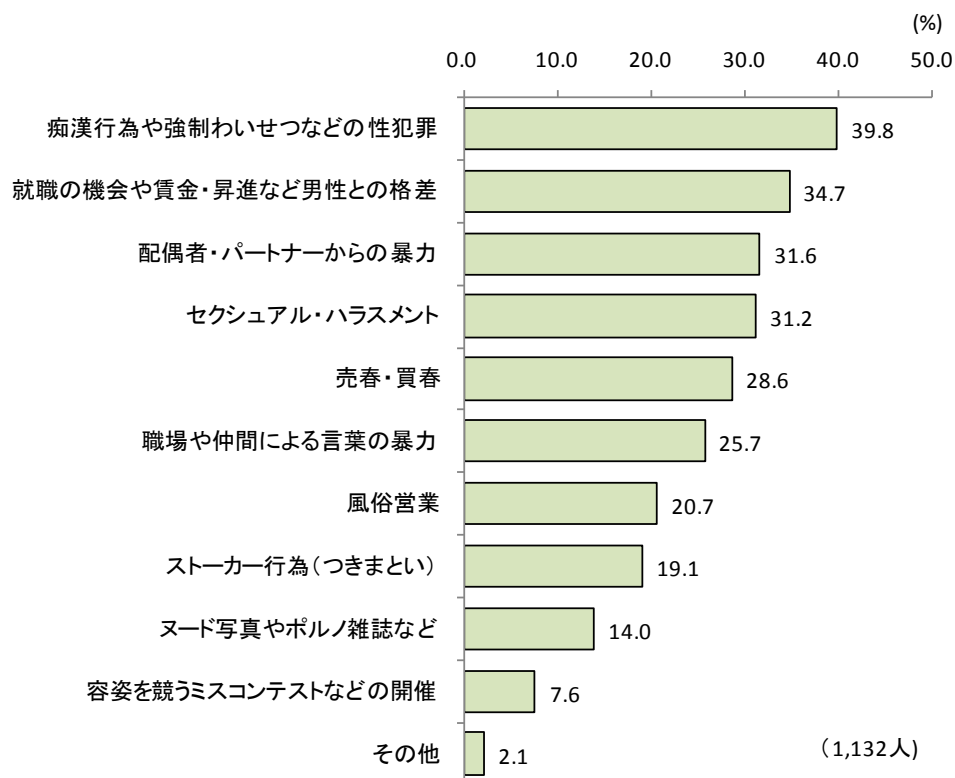
現状と課題

市民意識調査によれば、男性及び女性の人権が尊重されていないと感じることとしては、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」(39.8%)が最も多く、次いで「就職の機会や賃金・昇進など男性との格差」(34.7%)、「配偶者・パートナーからの暴力」(31.6%)、「セクシュアル・ハラスメント」(31.2%)などが多くなっています。

また、人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要だと思うこととしては、「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」(52.0%)が最も多くなっています。加えて、「相手に対等なパートナーとして見るような意識の啓発」も43.7%を占め、意識改革の必要性を感じている方が多い傾向がみられます。

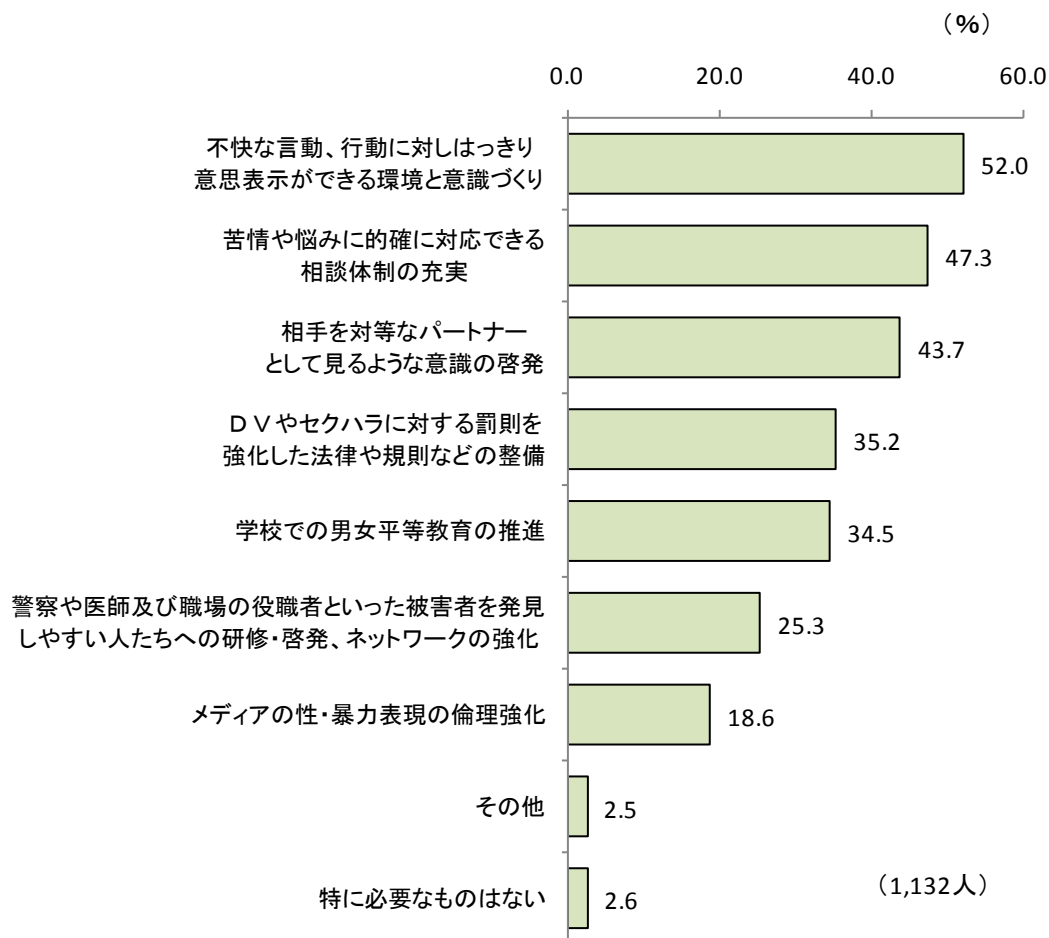
生命の尊さ・大切さを認識し、あらゆる形態での人権を侵害する行為、考え方を社会から排除していくために、市民が人権について考える機会を提供し、人権尊重の意識を高めるための教育・啓発事業を継続して展開していきます。

【男性及び女性の人権が尊重されていないと感じること】



資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要だと思うこと】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）広報・セミナーなどによる啓発

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
市職員など人権同和問題研修会の開催	市職員など（非常勤・臨時を含む）を対象に、毎年人権同和問題研修会を開催し、部落差別・男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図っています。行政職員として、継続して学習することが重要であるため、年 1 回以上は全職員が人権同和問題研修会に参加しています。 年 1 回の全職員研修以外に、各種の人権同和問題研修会や研究集会などにも職員の参加を要請しています。	継続	総務課 人権啓発課 生涯学習課

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
豊野町コミュニティーセンターの事業	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解消する発信拠点として、人権・同和問題の調査・研究及び人権啓発を行い、各種の住民相談や市民の自主的な活動を支援しています。また、各種教室を開催する中で、人権に関する講話などを取り入れ、人権意識の高揚に努めます。	継続	人権啓発課 生涯学習課
人権擁護委員による相談事業	女性問題・DVをはじめとする人権問題について、旧5町単位で人権擁護委員による人権相談を実施しています。今後も人権擁護委員と協力・連携を図りながら人権相談事業を進めていきます。	継続	人権啓発課
市内企業に対する人権同和問題研修会の開催	宇城市企業クラブなどに対し、人権同和問題・男女共同参画について社員研修を要望しています。今後は、これまで以上に企業に対する人権研修会を実施するよう取り組んでいきます。	継続	人権啓発課
人権フェスタ in うきし	講演会や保育園、小・中学校の発表を通して、人権尊重の必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、すべての市民がこの地域に生まれて良かったと思えるような地域社会を築き上げることを目的として実施しています。 今後も参加しやすいように5会場での開催を継続し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、より多くの市民に参加していただけるよう、イベント内容などについても検討を行います。	継続	人権啓発課 生涯学習課
市民に対する啓発冊子の作成	市民への啓発として啓発冊子を作成し、各種研修会や人権フェスタ時に配布しています。また、人権・保健・環境との合同のカレンダーを作成して全戸配布を行っています。このカレンダーには啓発文章を掲載し、広く市民への啓発に努めています。	継続	人権啓発課 生涯学習課
各種団体への教育・啓発	高齢者学級・女性学級・婦人学級・家庭教育学級などの各種団体への講話や、ビデオを通しての教育・啓発に努めるとともに、各種講座や団体などの人権学習会の相談や、地域人権教育指導員を講師として派遣しています。また、地域人権教育指導員を活用し教育・啓発に努めています。	継続	生涯学習課

主要施策（2）男性と子どもにとっての男女共同参画の推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
豊野町コミュニティーセンターの活用	若年層の利用者増も考慮しながら、人権啓発活動を実施するとともに、利用者を待つだけでなく、人権・同和問題学習会の出前講座なども取り入れて事業を推進していきます。小・中・高校生を対象に「ふれ愛学習会」を行います。	継続	人権啓発課 生涯学習課
男性向け男女共同参画講座	家庭生活や地域活動への男性の参加を促すため、パートナーシップ・セミナーなどでの男性や親子（父子）中心に講座や、地域への出前講座も開催しています。	継続	人権啓発課

施策の基本方向2. あらゆる形態の暴力の根絶

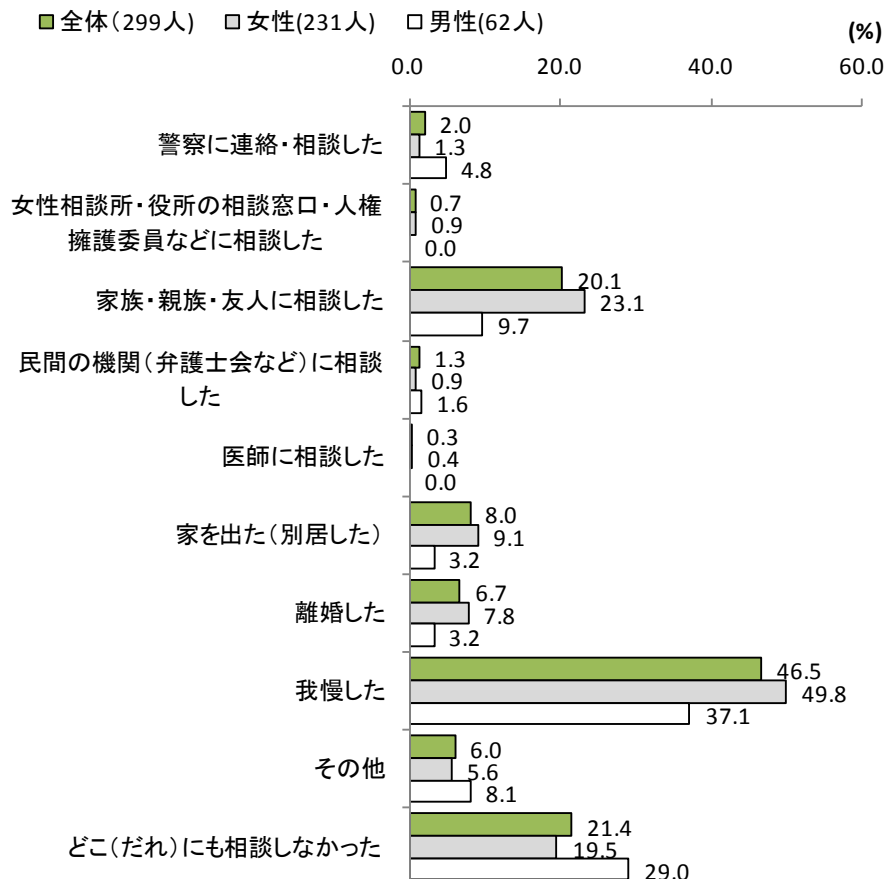
現状と課題

市民意識調査によれば、ドメスティック・バイオレンス(以下DV)*の経験がある人は全体で26.4%、女性が36.4%、男性が13.3%となっており、女性については3人に1人以上の人がDVの経験があると回答しています。また、女性の40歳代や60歳代では半数近くの人が経験があると回答しており、早急な対応が必要です。

また、DVを受けた際の対応については、「我慢した」が46.5%と半数近くを占めており、女性相談所など公的な機関への相談は1%にも満たない状況となっています。

この問題は、被害者の命に関わることもあり、あらゆる暴力の防止と被害者の保護という視点から、本市では県や警察、各種の相談機関などと連携し、この問題の発生防止と被害者の救済に関する体制を整え、また、広く市民に対し、この問題が人権に関わる大きな問題であることを啓発していきます。

【DVを受けた際の対応】

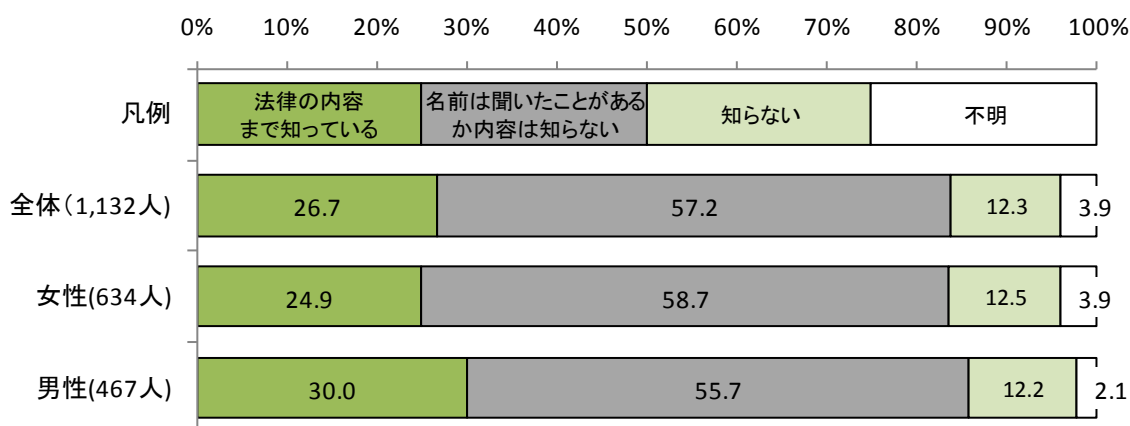


資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫婦や恋人などの親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のこと。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

【DV防止法の認知度】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

評価指標	平成 17 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）の認知度	64.5%	83.9%	100%

主要施策（１）DV・ハラスメント※・いじめ・虐待などの防止と被害者の救済

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する調査の実施	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関わる事項について、各課が実施するアンケートなどに盛り込んでもらうよう庁内の連携を図りながら、様々な視点から市民の意識や実態を把握します。	継続	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課 人権啓発課

※ ハラスメント

様々な場面での「嫌がらせ」や「いじめ」のことを指し、他者に対する発言や行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えることなどを指す。種類としては、相手が不快に思い、自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動による「セクシュアル・ハラスメント」や、職務上上位にある者が本人の意図する、しないに関わらず、その地位及び職務上の権限を背景に人権を侵害する発言や行動で相手（部下など）に精神的な苦痛を与える「パワー・ハラスメント」、大学などの学内で、教授や教職員がその上下関係を利用し、学生や配下の教員に対して嫌がらせなどを行う「アカデミック・ハラスメント」などがある。

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
相談体制の充実	DV・ハラスメント・虐待相談に対して適切な対応ができるよう、様々な研修会などへの参加により、各種相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関（警察・女性相談センター・市民課・民生委員・嘱託員など）と連携し、早急な対応ができる体制を確立します。 いじめについては、人権教育など、心の教育を中心に実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行っています。心の相談員、駆け込み電話、学校啓発連絡協議会などを通じ、心のケアを行い、心身ともに調和の取れた青少年の健全育成をめざします。	継続	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課 生涯学習課 人権啓発課
関係機関の連携強化	福祉事務所が窓口になり、県の機関や、宇城虐待防止地域協議会、警察、女性相談センターなどとの連携により、DVや虐待の早期発見・早期対応を行っています。県の機関、宇城地域ネットワークとの連携により、児童虐待の早期発見・早期対応を図っています。宇城市にも虐待防止地域協議会を設置しており、旧町単位でも連絡会を配置しています。虐待は児童のみならず、高齢者や障がい者などあらゆる層に拡大しており、これを網羅した機関として充実していきます。	継続	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課
	対象児童の状況把握や、情報交換を行うための協議会において、家庭児童相談員などと連携し、情報交換及び協議会を行い、対象児童・生徒の状況把握をするとともに状況改善を行っています。	継続	学校教育課

主要施策（2）DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する広報

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する周知啓発	広報紙や市ホームページへの掲載や講演会・講座の開催を通して、DVなどが人権侵害であることや、相談窓口について広く市民に周知します。 また、男女共同参画週間のパネル展でのDV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関するコーナーを設置し、周知と防止を呼びかけるなど、あらゆる機会を利用して、各機関や各課と連携しながら、広報や展示物、研修会などにおいて、あらゆる形態の暴力の根絶に努めます。	継続	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課 人権啓発課

施策の基本方向3. 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

性別に関わらず、生涯を通じて身体的・精神的な健康を保つことは、社会生活を健全に送るために必要不可欠なことであり、それは男女共同参画社会の実現にもつながることです。

宇城市では、保健予防に重点を置き、各世代の健康づくりを進めるため、世代ごとの指針「健康宇城市21」を策定しています。この指針に基づき、全ての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現をめざしています。

また、女性の人権の一つとして、1994年にカイロで行われた国連人口開発会議で国際的承認を得た考え方であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※という考え方が提唱されました。これは、単純に病気か健康か、ということだけではなく、自分の身体について正しい選択ができるよう、知識や情報、サービスを積極的に得ることが重要であるという考え方です。特に女性は、出産をはじめとして男性とは異なる健康上の問題に、様々な年代で直面することがありますが、生涯を通じて正しい知識を身に付け、対応していくことが必要です。

評価指標	平成18年度 実績値	平成22年度 実績値	平成28年度 目標値
乳がん検診受診率	23.3%	34.9%	35.0%
子宮がん検診受診率	13.4%	24.0%	30.0%

主要施策（1）各種健康づくりの促進

具体的施策	取り組み内容	今後の 方向性	担当課
住民健診事業	生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病健診及びガン検診の受診を促進するとともに、健診結果に対応した個別の健康指導を行い、充実を図ります。	継続	健康づくり 推進課
健康教育と健康相談	各支所・保健センターで、定期・随時の健康相談を、電話や面談・訪問などにより保健師や管理栄養士が随時受け付け、必要に応じて関係機関へつないでいます。	継続	健康づくり 推進課
性に関する相談体制の充実	保健師の研修会への参加による資質向上を図り、適切な対応ができるようにしています。	継続	健康づくり 推進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて、自ら選択し、決定する権利のこと。

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
食生活の改善による健康の支援	住民一人ひとりが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を確立・実践できるよう、食生活改善推進員協議会による食育活動により、市民への食生活改善の普及啓発を図っています。	継続	健康づくり推進課

主要施策（２）教育事業の推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ教育	男女共同参画関係講座や健康教育、各種相談や子育て広場など様々な機会を通し、男女を問わずリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行います。 特に、出産後の２か月訪問時には、産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種健診や健康相談を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発しています。	継続	健康づくり推進課 人権啓発課
学校教育における性教育の実施	人権としての性の尊重と理解促進に向け、教職員が性教育やエイズ教育について十分理解し、家庭・地域と連携を取りながら、性教育授業を実施しています。	継続	学校教育課

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進

施策の基本方向1. 高齢者・障がい者福祉の推進

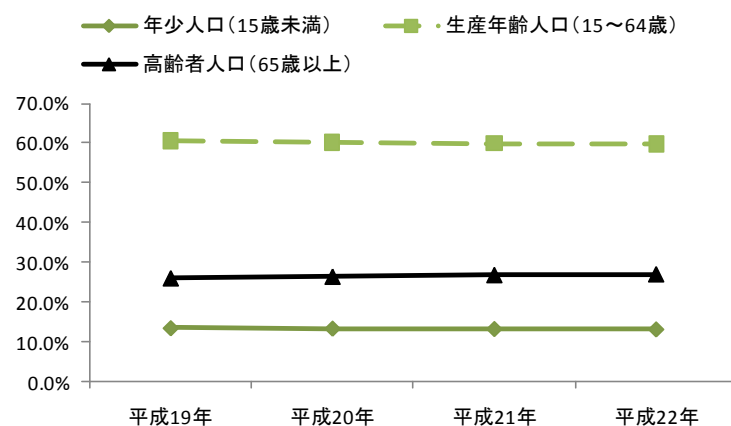
現状と課題

宇城市においては、生産年齢人口や年少人口が緩やかに減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は緩やかな増加傾向となっており、少子高齢化は少しずつではありますが進んでいます。

男女共同参画の視点からは、これまで主に女性に依存されてきた高齢者や障がい者の介護について、男女がともに携わることが必然です。市民意識調査によれば、「主に自分」と回答した人が女性が27.9%に対し、男性が7.1%と、多くを女性に頼っていることがわかります。介護休業制度の利用なども進んでいない状況が指摘されており、今後は高齢者や障がいを持つ人達が、住み慣れた地域で生活しつづけることができるための支援と、男女がともに介護に携わることのできる体制づくり、意識啓発を進めます。

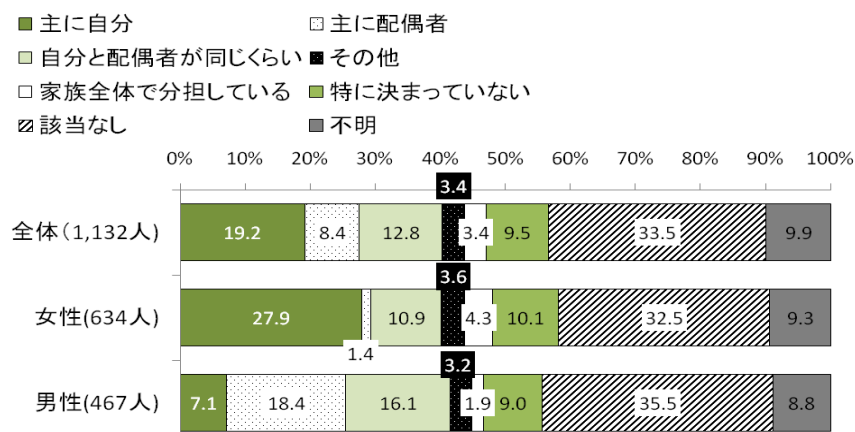
更に、社会福祉協議会やNPO法人などとの連携を強化し推進体制を充実させます。

【宇城市の人口の推移（年齢3区分）】



資料：住民基本台帳人口 平成19年（10月1日現在）、平成20～22年（9月30日現在）

【親の世話（介護）】



資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）福祉サービスの推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
後期高齢者医療保険制度啓発事業	後期高齢者医療保険制度の現状と手続きなどを周知する事により、適正受診を推進します。毎月の説明会と併せて、広報誌へも制度について掲載し全世帯へ周知を図ります。	継続	市民課
在宅寝たきり高齢者・障がい者介護手当	常時介護を必要とする寝たきり高齢者・障がい者を在宅介護している方に対して、介護者手当を支給しています。 また、調査判定票の検討及び調査する者の研修を行い、判定基準にばらつきが無い様にします。 今後は調査判定票での審査の見直しを行い、他自治体のサービス水準を勘案し、手当額、支給対象範囲を検討します。	継続	高齢介護課 社会福祉課
高齢者・障がい者在宅介護用品購入助成事業	常時介護を必要とする高齢者・障がい者を在宅で介護している方に対し、在宅介護用品購入の助成を行っています。今後は、他自治体のサービス水準を勘案し、手当額、支給対象範囲を検討します。	継続	高齢介護課 社会福祉課
福祉バス（高齢者・障がい者の外出支援事業）	福祉コミュニティ特区として、NPO 法人による福祉有償運送（市内2法人）を実施し、利用者の拡充を図っています。宇城市における登録事業所の拡大を行います。	継続	社会福祉課
福祉タクシー料金助成	身体障がい者福祉法・知的障がい者福祉法・精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律などに基づく重度心身障がい者（児）を対象に、福祉タクシー料金を助成しています。	継続	社会福祉課
法律相談事業	弁護士による無料相談・高齢者への一声運動を支援しています。定期的に行うことで、相談事業の固定化と社会福祉協議会への支援を行います。	継続	社会福祉課
介護保険制度学習会	公的サービスをうまく利用して介護負担が少しでも軽減されるよう、老人会、各種会合などで学習会を実施しています。	継続	高齢介護課

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
サービス提供事業者への指導	性別役割分担意識を助長しないようにサービス提供事業者へ指導を行っています。地域包括支援センターと連携し、宇城市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会などにおいて、利用者の尊厳を尊重したサービス提供に繋がるよう指導、助言を行っています。	継続	高齢介護課
健康教室での介護予防のための情報提供	65歳・70歳・75歳の節目に、健康講話の他に体力測定を実施、介護予防の取り組みの動機づけとしています。一方で、介護保険係や地域包括支援センター、介護予防事業評価会議、サービス事業所などの会議へ出席し、介護予防プログラムの実施状況を確認し施策を検討しています。	継続	健康づくり推進課

主要施策（２）高齢者・障がい者の社会参画促進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
高齢者・障がい者生きがい対策事業	高齢者の健康と生きがいづくり、元気高齢者の育成、高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブなどを支援しています。また、高齢者の生きがいの充実や高齢者の就労支援の促進を図ることを目的とするシルバー人材センターの事業を支援しています。 障がいのある人が自立し、社会参画しやすい環境支援を促進します。	継続	高齢介護課 社会福祉課
宇城市高齢者学級	健康など様々な分野の講座を開催し、「出会い」、「触れ合い」、「学び合い」、「結びあい」を基本に、学級生の自己の向上、生活の向上を図り、生涯学習の推進やまちづくりに寄与することを目的として実施しています。	継続	中央公民館

施策の基本方向2. 子育てに関する支援の充実

現状と課題

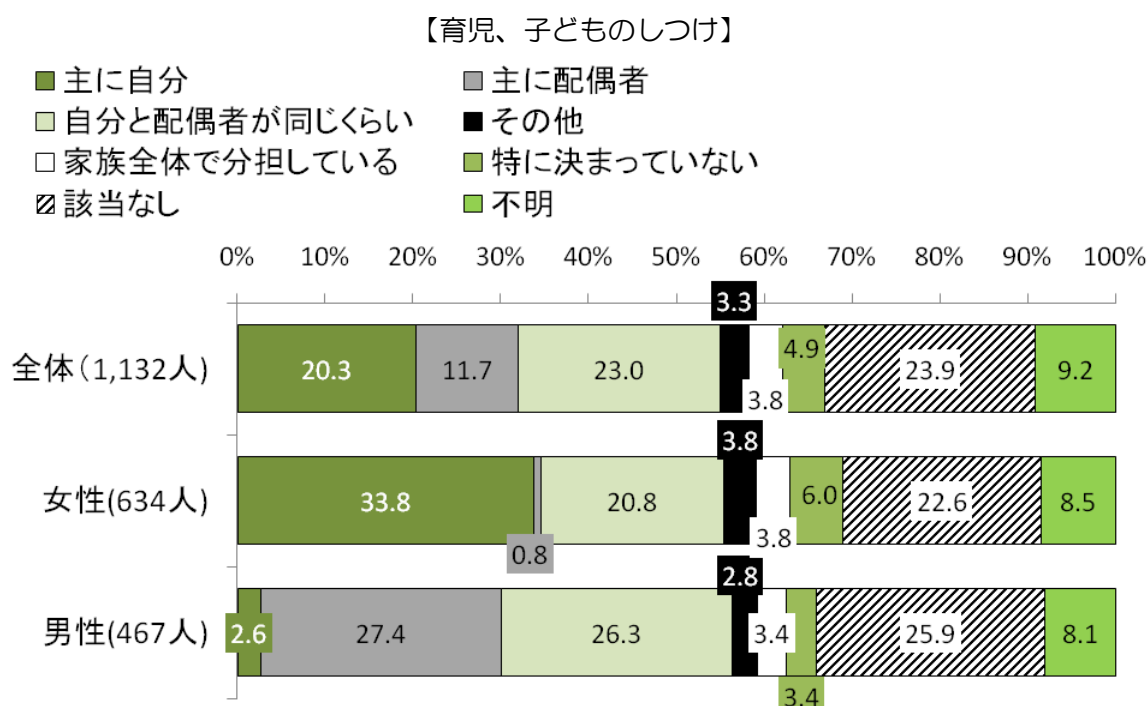
市民意識調査によれば、育児や子どものしつけについては、全体では「自分と配偶者が同じくらい」と回答した人が23.0%と最も多くなっていますが、性別にみると「主に自分」と回答した人が女性で33.8%なのに対して、男性では2.6%と、女性がその役割の多くを担っていることがわかります。

また、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこととしては、「男性自身が、家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと」(54.5%)が最も多く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」(52.4%)、「社会の中で、男性が家事などに参加することへの評価を高めること」(36.3%)の順となっています。このようなことから、下記のように評価指標を設定し、事業を推進します。

また、男女共同参画社会を実現していくために市に望む施策としては「子育て支援サービスの充実」が最も多く上げられています。

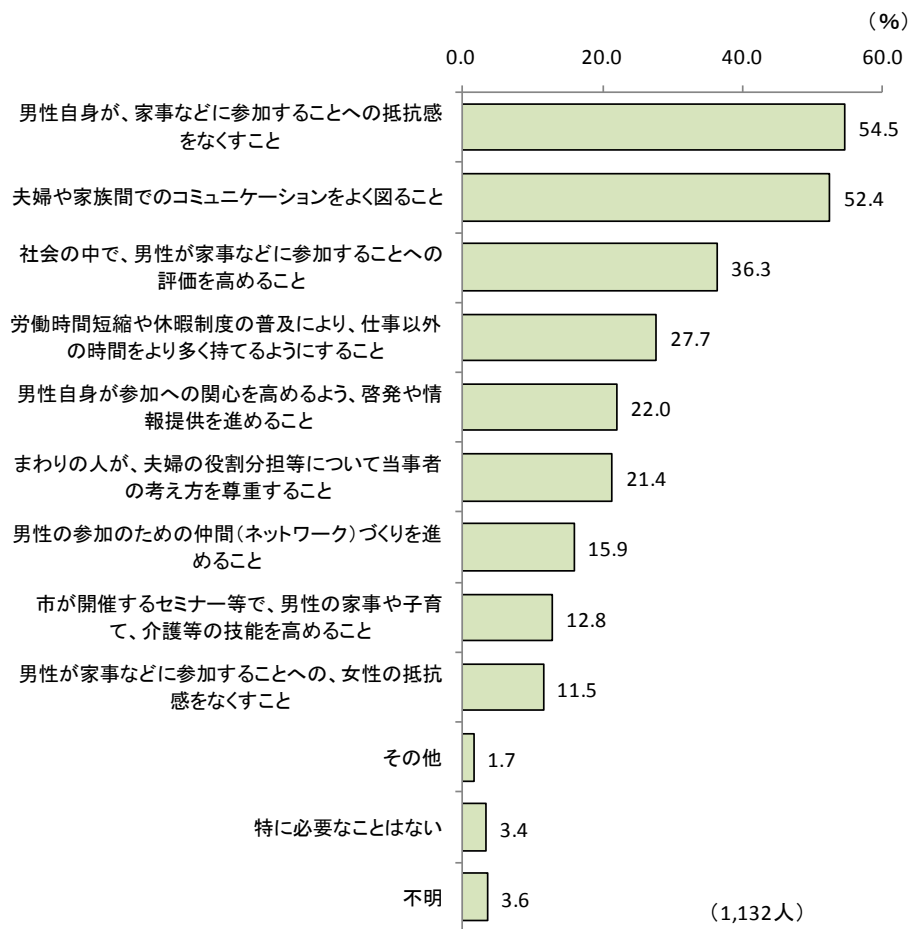
子どもたちが、地域の中で健やかに成長できるよう、保護者や地域の人たちが協力しあいながら子育てを担うことができる体制づくりや、子育て支援センターや各種団体との連携を強化していきます。

評価指標	平成17年度 実績値	平成22年度 実績値	平成28年度 目標値
育児、子どものしつけへの参画について、自分と配偶者が同じくらいと回答した人の割合	20.6%	23.0%	50.0%



資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）子育て支援サービスの推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
市主催行事における託児サービスの推進	育児中の参加者の利便性を図るため、託児サービスを市主催行事に設定するよう、関係各課に要請し、推進しています。	継続	関係課
保育所における多様な保育の実施	働き方の多様化などに伴い、アンケート調査などを利用してニーズを把握し、それぞれの保育需要に応じて、延長保育・病後児保育など多様な保育の充足を図ります。	継続	こども福祉課
放課後児童クラブ（学童保育）の拡充	育児と仕事を両立できるように、放課後児童クラブ（学童保育）を拡充するとともに、障がい児の受入体制を確立します。	継続	こども福祉課

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
子育て支援センター機能の充実	市内に6か所配置してある支援センターで、在宅保育を行っている家庭などに様々な支援を行うとともに、平成22年度より「宇城市子育て支援センター担当者連絡会議」を設置し、担当保育士・保健師・担当者との連携を強化しています。	継続	こども福祉課
子育てネットワークづくり	関係各課で連携し、子育て支援センター・保育所・幼稚園などを中心とした子育てのネットワークづくりを検討します。	継続	健康づくり推進課 こども福祉課
ファミリーサポートセンター事業の充実	ファミリーサポートセンター業務について、広く周知するとともに、共働き家庭などの子育て支援を充実します。また、緊急サポートセンター事業も取り込んだ形で拡充します。	充実・拡充	こども福祉課
ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援	ひとり親（母子・父子）家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成など経済的な支援を行っています。 また、広報やホームページなどを利用し、生活福祉資金貸付制度を周知するとともに、母子自立支援員を中心に、就職の斡旋・技能の習得を支援します。	継続	こども福祉課
子育てひろば育児支援	就学前の乳幼児と保護者が集い、交流・育児情報交換、仲間づくりの場を提供することで、育児不安の解消を図り、育児支援を行うことを目的に、社会福祉協議会に委託し、「子育てひろば」として実施しています。	継続	こども福祉課
乳幼児健診・育児相談・訪問指導・子育て教室	産後うつ病予防や虐待の予防、発達障がい児などの早期発見、保護者同士の仲間づくりや育児情報の提供などを目的とし、乳幼児期の節目において、健診や育児相談、訪問指導などを実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、親がゆとりをもって安心して子育てできるよう支援しています。保護者が安心して子育てできるよう、健診などでの個別相談を充実させます。	継続	健康づくり推進課

主要施策（２）相談・情報提供の充実

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て支援センター・保育所・保健センターの核施設において、子育てに関する情報提供と相談に対応しています。	継続	こども福祉課
相談業務の周知	家庭児童相談員や母子自立支援員などによる相談のほか、様々な相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。	継続	こども福祉課

施策の基本方向3. 男女の仕事と生活の調和

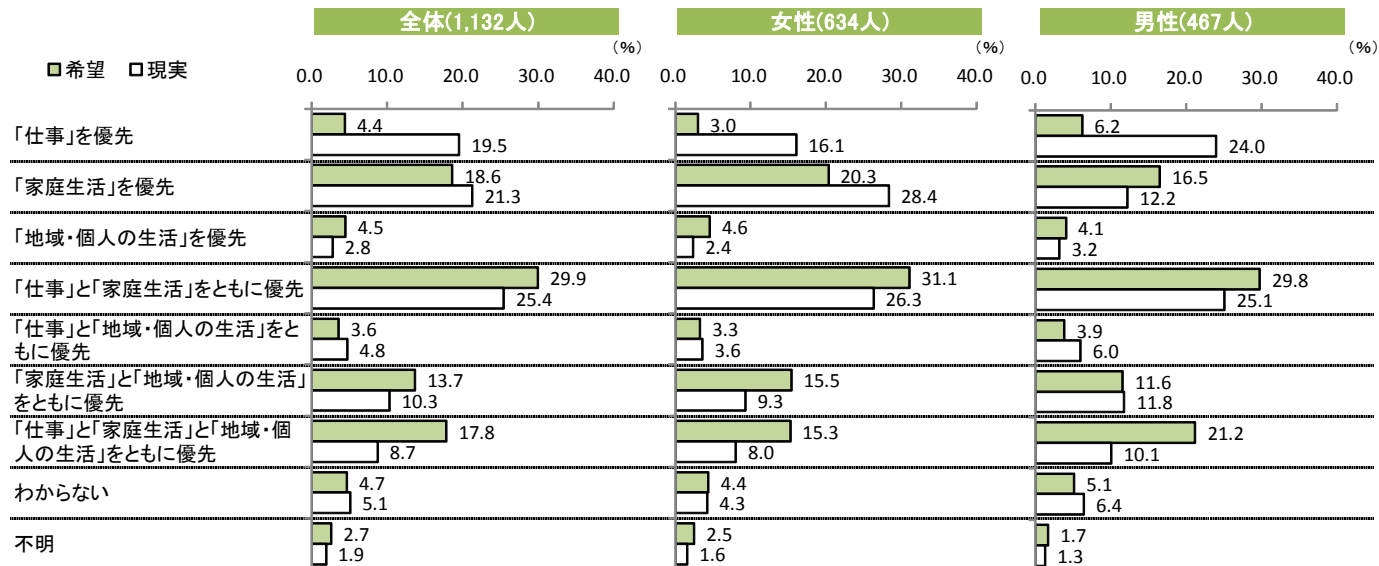
現状と課題

市民意識調査によれば、仕事、家庭生活、地域、個人の生活の両立に関する希望としては、性別に関わらず「仕事」と「家庭生活」をともに優先が29.9%で最も多くなっています。一方で現実をみると、全体では「仕事」を優先の割合が大きく増加しています。性別にみると、女性は「仕事」や「家庭生活」を優先している人が、男性は「仕事」を優先している人が多い状況となっています。

また、介護・育児休業制度の取得状況は、男性が0.4%、女性でも13.1%と非常に低い状況となっており、事業所などへの啓発と市民の意識改革が必要と考えます。

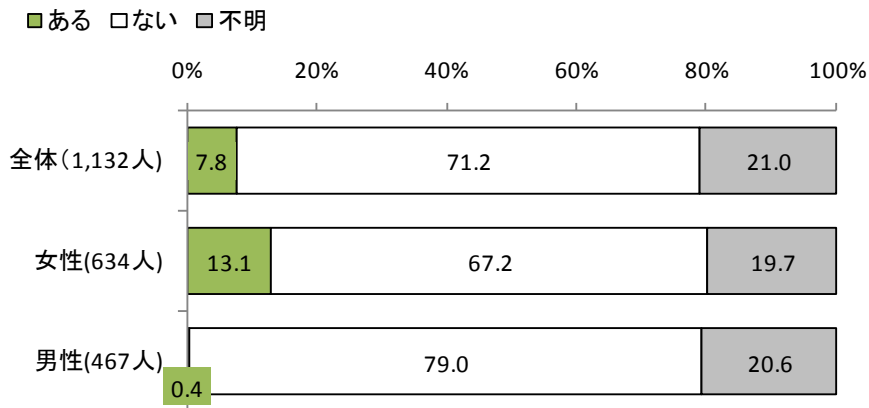
評価指標	平成17年度 実績値	平成22年度 実績値	平成28年度 目標値
市職員における男性の育児休業取得 人数	0人	0人	5人

【仕事、家庭生活、地域、個人の生活の両立に関する希望】



資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【介護・育児休業制度などの取得状況】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）仕事と家庭の両立

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合、宇城市企業クラブ研修会などの機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めるとともに、育児・介護休業法に関するリーフレットの配布や、広報及びホームページなどを利用し、周知・理解を図って行きます。 また、男女共同参画推進事業者のパートナーシップ・フェスティバルにおける表彰などを利用し、企業のPRとともに、広く周知を図ります。	継続	商工観光課 人権啓発課
窓口サービスの充実	仕事と家庭生活の両立支援のため、夜間延長窓口を実施しています。夜間延長窓口の開庁時間については、アンケート調査などを実施し、市民のニーズを把握するとともに、更に、窓口サービスの向上を図れるよう検討します。 年々利用者は増加していますが、まだ知らない方もいると思われるので、広報紙やホームページでの周知を図ります。	継続	市民課 税務課 収納課 会計課 社会福祉課 こども福祉課 下水道課 水道課 都市整備課

主要施策（2）家庭生活での男女共同参画促進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
男性のための料理教室	男性も自らの健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、食生活改善推進員などと協力をしながら、自立支援と生活習慣病の予防を目的に、男性対象の料理講習を実施しています。	継続	健康づくり推進課
家庭教育学級	宇城市内の行政区ごとに保護者や地域の大人が主体となり、家庭の果たすべき役割を見つめ直し、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備していくことなどをめざし開催しています。父親にも、もっと積極的に参加してもらえる場づくり、それがいいては子育てに大きく影響するのだという認識をもってもらえるような取り組みをしていきます。	充実・拡充	中央公民館

施策の基本方向4. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

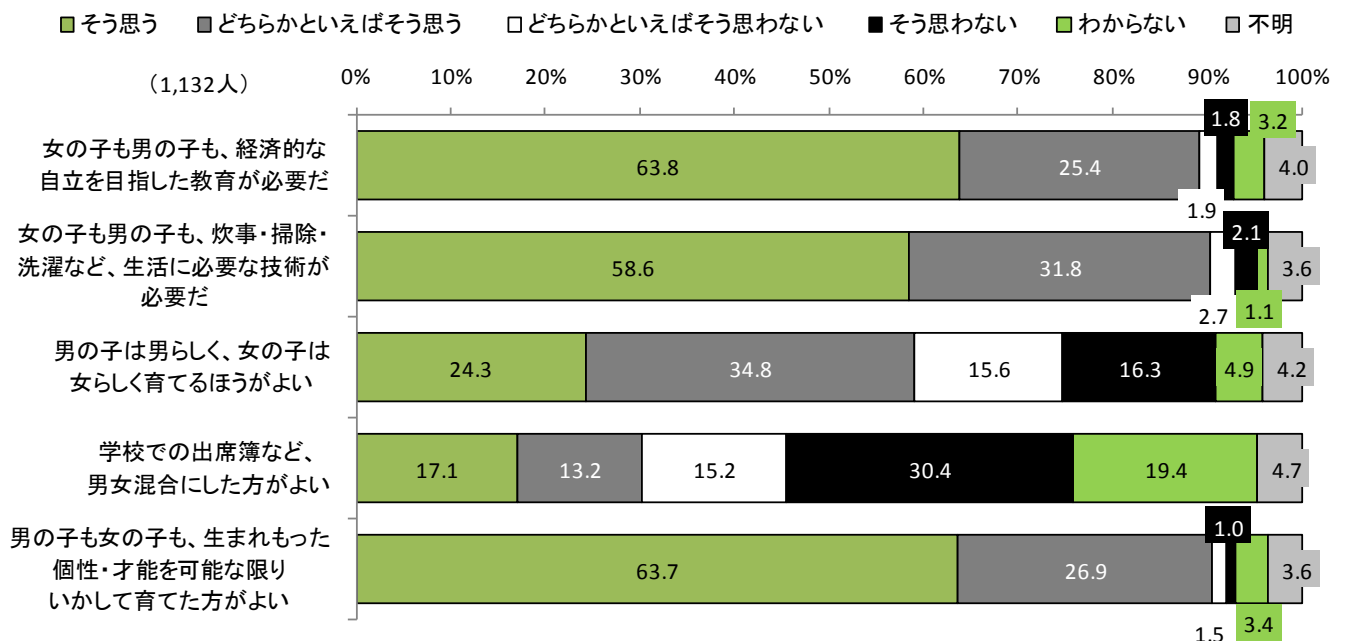
市民意識調査によれば、子どものしつけや教育について、「女の子も男の子も、経済的な自立をめざした教育が必要」、「女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術が必要」、「男の子も女の子も、生まれもった個性・才能を可能な限りいかして育てた方がよい」については、『肯定派』が8割以上を占めていますが、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」についても、『肯定派』は半数以上を占めており、生活に伴う技術や教育は男女ともに必要と考える人が多い一方で、男らしさや女らしさを否定する人は少ない傾向がみられます。

性同一性障がいなど、様々な性の有り方が認められている今日においては、従来の男らしさや女らしさに加えて、その人の個性に応じた教育のあり方が求められているといえます。

学校教育の場における男女平等は進んでいるという意識が高い傾向が、市民意識調査からはみられていますが（重点目標Ⅰ参照）、今後も継続して教育現場の従事者や保護者への意識啓発、そして地域の人々すべてが子どもを育む立場にあるとの考え方から、男女平等を始めとして生きる力を育み、地域の教育力を高めていくため、下記のような評価指標を設定し、事業を進めていきます。

評価指標	平成 18 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値
市内市立小・中学校男女混合名簿導入	13/18校	14/18校	18/18校

【子どものしつけや教育に対する意識】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）男女平等を基本とする学校教育・幼児教育（保育）の推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
職場体験学習	児童生徒が将来や進路に対して理解を深め、集団や社会の中で自己をいかそうとする態度や能力を育むことを目的として、性別に捉われず、地域や学校の実態、児童生徒の特性や進路などを考慮しながら、職場見学・職場体験などの啓発的体験や就業体験を、発達段階に応じて積極的に導入しています。 学校教育に求められている、「生きる力」を育むことに繋がるよう進めていきます。	継続	学校教育課
学校全般にわたるジェンダー格差の点検と解消	男女混合名簿の導入をはじめとして、学級運営などにおける性別役割分担の解消を図っています。また、児童・生徒会役員、学級の委員や係などについて、性別に関係なく選出するよう指導しています。	継続	学校教育課
学校教育におけるメディアリテラシーの養成	高度情報通信ネットワーク社会が進展しており家庭においても学校以上にコンピュータなどからの情報を活用している中、児童・生徒が主体的に批判的に情報を取捨選択することができるよう、さらなる情報モラル教育の充実を進めていきます。	継続	学校教育課
性別に捉われない生き方を育む教育の推進	教師自身が性別に捉われる事なく、積極的にジェンダーの視点に立った教育を推進できるよう、校内研修などを通して教職員が相互理解を図っています。	継続	学校教育課
保育所・幼稚園でのジェンダーの視点に立った教材・遊具・絵本などの選択	園生活で使う教材・遊具・絵本の選択に配慮し、性別に捉われない幼児教育・保育の環境づくりを進めています。	継続	こども福祉課 学校教育課

主要施策（２）教育関係者の啓発

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
男女共同参画の視点を盛り込んだ保育士研修会などの実施	保育士の研修会を通して、ジェンダーについての意識を持った保育士の養成に努めます。	継続	こども福祉課
男女平等教育を推進するための教職員などへの研修実施	教職員や保護者が自らの固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画意識を高めるよう、校内研修を通して、教職員間で男女共同参画意識を学習し、高める取り組みを行っています。	継続	学校教育課
保育所・幼稚園でのジェンダーの視点に立った子育て講演会などの開催	保育所と家庭での性差のない取り組みについて連携することを目的に、保育所・幼稚園での子育て講演会などを行っています。	継続	こども福祉課 学校教育課
各種学校行事（授業参観、健康診断、体験入学など）の際の講演会	親子関係での悩み・迷い・不安を解消するとともに、家庭教育力の向上・子育てに関する資質の向上を目的として、保護者を対象に講演会を実施しています。	継続	生涯学習課

主要施策（３）社会教育の充実

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
ボランティア協力校助成事業	ひとりひとりの幸せな社会づくりのため、社会福祉協議会が実施しているボランティア協力校助成事業を支援し、生徒たちの福祉ボランティアへの意識向上をめざしています。	継続	社会福祉課
ワークキャンプ事業	社会福祉協議会が実施しているワーキングキャンプ事業を支援し、施設学習を通じた福祉にふれるきっかけづくりを行っています。今後は高齢者福祉だけでなく、障がい者との交流や福祉に関する他の活動も検討します。	継続	社会福祉課
子どもの楽校	地域ボランティアと地域の子どもたちが主体となり、男女がともに協力して「青少年の豊かな心の育成と体験活動の推進」・「地域の教育力再生」・「地域の見守り活動の推進」を自然体験や伝承遊びを通して図っています。市内全体を視野に入れた、縦横のつながりを強化していきます。	充実・拡充	中央公民館

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
子ども会育成者及び指導者研修	子ども会組織の充実及び、地域連帯による活力ある子ども会づくりをめざしていくため、育成者・指導者となる人材の確保と資質の向上を図る研修を推進しています。 また、ジュニアリーダーの育成にも力をいれていきます。	継続	生涯学習課
ごみ分別収集（小中学生の夏休み参加）	地球環境にやさしい暮らしづくりのため、男女で地域や家庭での美化、省エネなどについて学習する活動を支援しています。また、自宅ごみの分別排出だけでなく、独居高齢者宅へのごみの訪問回収など、活動内容をレベルアップして推進していきます。	継続	環境衛生課

重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進

施策の基本方向1. 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保

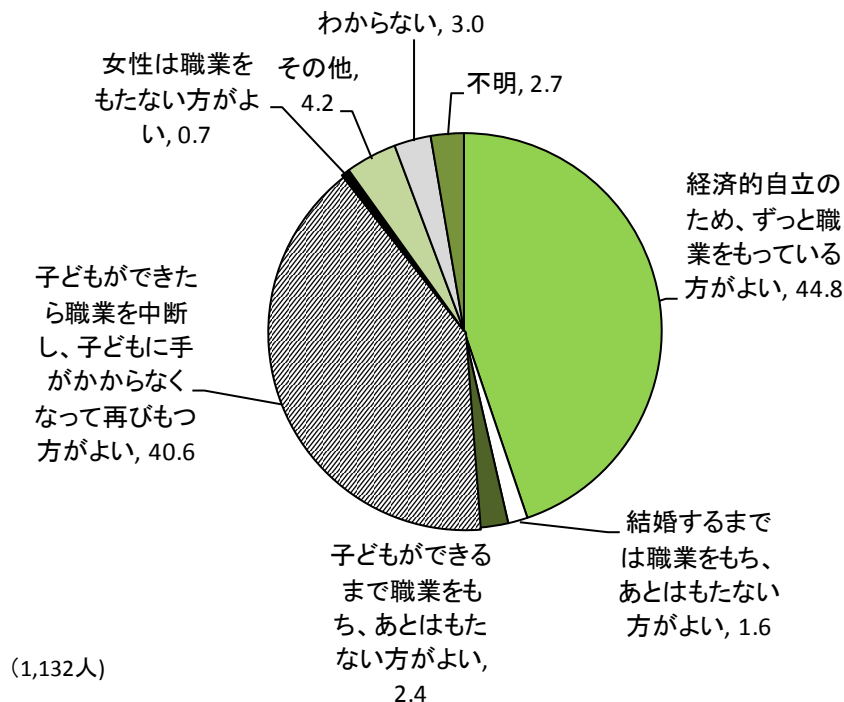
現状と課題

市民意識調査によれば、女性が職業を持つことについては「経済的自立のため、継続して仕事をもっている方がよい」(44.8%)とする考え方と、「子どもができたら仕事をいったん中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」(40.6%)とする考え方が拮抗しています。これを性・年代別にみると、若い年代ほど継続して仕事をもつことを支持する割合が高くなっており、実際に就労している年代は、継続就労を希望している傾向がみられます。

その一方で、女性が仕事をする上での問題点としては、「育児休業・介護休業制度が十分整備されていない」、「制度を取りにくい雰囲気がある」が多く、特に女性で「取りにくい雰囲気がある」が男性を上回っています。このことは、育児休業・介護休業の取得経験が女性で13.1%、男性で0.4%と低いことからもうかがえます。

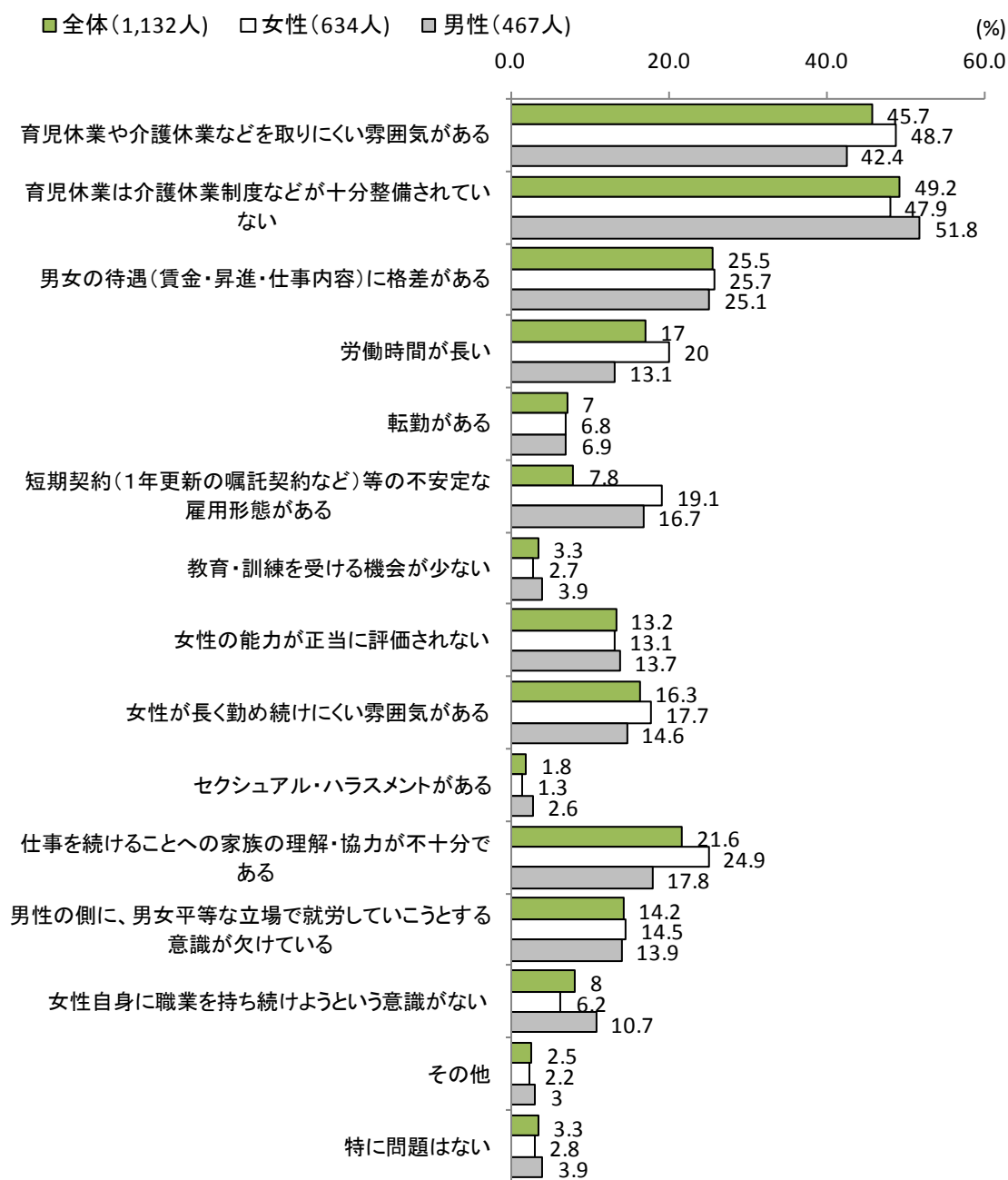
男女の平等な雇用機会の創出に向けては、職場環境の改善について事業所などへの啓発を行うとともに、男女がともに対等な立場で就労できる環境の整備を進めていきます。

【女性が仕事を持つことについて】



資料：平成22年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【女性が仕事をもち続けるうえでの問題】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）事業所に対する啓発

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	市内事業所に対し、研修会の実施や出前講座、広報・ポスターなどを利用して、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と理解促進を図っています。	継続	商工観光課 人権啓発課
ファミリー・フレンドリー企業の取り組みを促すための事業所への情報提供	国の助成制度を広報などで事業所に周知し、仕事と育児・介護とを両立させることができるよう、ファミリー・フレンドリー企業※の取り組みを促しています。パンフレットやポスター・チラシなどを利用し、周知を図ります。	継続	商工観光課
事業所の研修支援	事業所への男女共同参画研修として、子育て中の社員に対する支援などについて法制度の周知、または先進事例の紹介などの情報提供を行っています。	継続	商工観光課 人権啓発課
男女共同参画推進事業者の表彰	男女共同参画の視点から、優良な取り組みを行う企業を表彰するとともに、企業の取り組みを紹介しています。今後は、より多くの企業に趣旨を理解してもらえるよう、啓発を図ります。	継続	人権啓発課

主要施策（２）職場環境の整備

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
再チャレンジ（再就職）支援	出産・育児などで離職した女性の再チャレンジ（再就職）に向けた、技術取得に関するセミナーなどの情報提供の支援を行っています。	継続	人権啓発課 働く婦人の家
誘致企業との男女共同参画に配慮した立地協定締結	市内の企業立地可能な土地などの情報を整理するとともに、積極的な訪問などにより数多くの雇用が見込める優良企業を誘致し、立地協定などの活用による市民の優先的雇用及び男女の均等な雇用、待遇の実現について啓発を行っています。	継続	雇用対策課

※ ファミリー・フレンドリー企業

仕事と育児・介護が両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。具体的には、①法を上回る基準の育児・介護休業制度を想定しており、かつ、実際に利用されていること、②仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること、③仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を想定しており、かつ、実際に利用されていること、④仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもってのこと、となっています。

主要施策（3）様々なハラスメント防止対策の推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
行政内におけるハラスメントの防止	職員は、男女がそれぞれの人権を尊重し、対等なパートナーとしての意識のもと業務を遂行するよう、意識啓発のための研修を行います。また所属長及びハラスメント相談員は、職場におけるハラスメントを防止し、良好な職場環境の形成に努めます。	継続	総務課 人権啓発課
ハラスメント防止のための啓発	市内事業所の会合などの機会を捉え、ハラスメント防止への理解を深め、事業所の従業員を対象にハラスメント研修を実施します。	継続	商工観光課 人権啓発課

施策の基本方向2. 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進

現状と課題

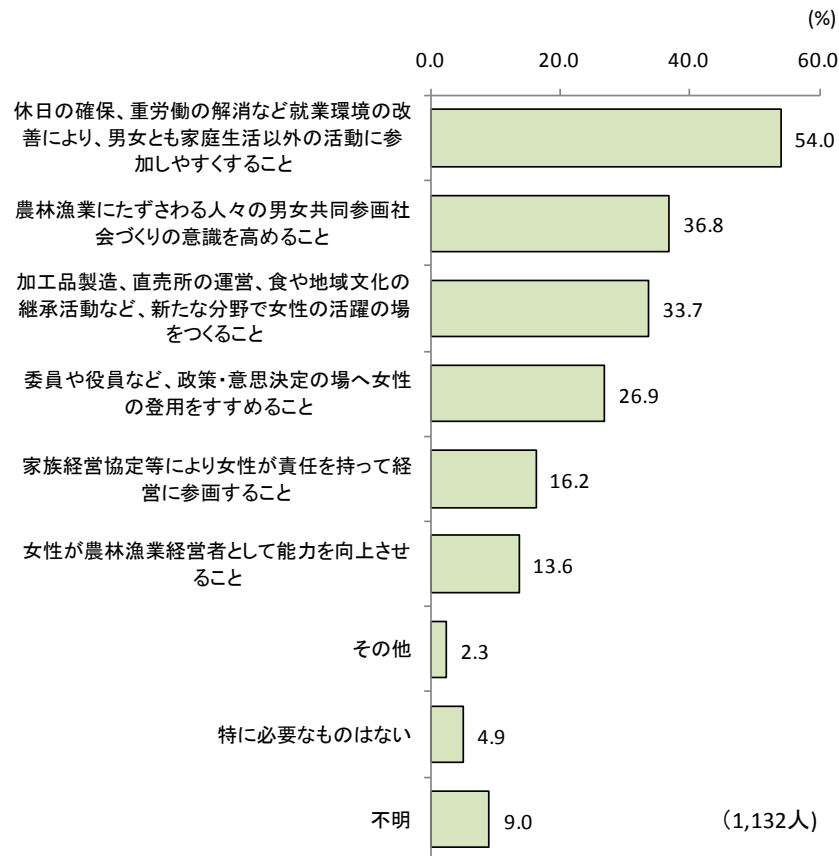
商工業や農林水産業などの自営業では、女性は重要な担い手であるにもかかわらず、その働きが正しく評価されず、無償労働や事業の経営に参画できないなどの状況が見受けられます。

市民意識調査によれば、農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこととしては、「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくすること」(54.0%)が半数以上を占めています。

市民が男女共同参画に対する理解を深め、特に男性中心の差別的な慣習・慣行を見直し、女性の労働が正当に認められ、継続して働くことのできる制度を確立するとともに、男性の意識についても改善していくための啓発を進め、下記のような指標を設定して事業を推進します。

評価指標	平成 17 年度 実績値	平成 22 年度 実績値	平成 28 年度 目標値
家族経営協定（農業）の締結戸数	94 戸	124 戸	継続して 向上を図る

【農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこと】



資料：平成 22 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

主要施策（１）商工業の活性化と男女共同参画推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
経済団体などへの女性の登用促進	後継者結婚対策推進委員会・花のまちづくり推進委員会・フラワーフェスタ実行委員会・宇城市物産展実行委員会などで、委員登用方法の見直しを行い、女性の積極的な登用を図ります。	継続	商工観光課
経済団体女性部の活動促進	商工会女性部の自主性と協調性、創造性のある活動を推進するため、資質向上のための各種研修会、講習会を実施します。	継続	商工観光課

主要施策（２）農林水産業の活性化と男女共同参画推進

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
各種生産団体の活動支援	研修会、講習会などを通じた各種生産に関わる知識・技能の習得や、日頃の生産活動の意見交換などに対して支援を行っています。	継続	農政課
農業振興地域整備促進協議会	委員登用方法の見直しを行い、協議会への女性の積極的な登用を図ります。	継続	農政課
家族経営協定	女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日確保や報酬などの就業条件を整備した家族経営協定の締結を推進することで、女性の共同経営者としての地位を確立し、社会参画を支援します。 また、各認定農業者組織でメリット（意義）をPRし、締結戸数を拡充するとともに、5年毎の更新時において女性の地位向上に向けた、家族経営協定の意義などを説明し締結に向けた取り組みを支援します。	継続	農政課

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
女性農業者への支援	女性農業者の地位向上・能力の活用に向けて、農業団体、女性組織などとの連携による推進体制を強化するとともに、農業経営者としての自覚や、経営活動への一層の参画促進のために、女性認定農業者の拡大を図ります。 また、地産地消の取り組みとして、起業化（農産加工・直売など）への支援を行うとともに、農産物の付加価値を高めるような1.5次産業や6次産業をめざすような、女性の組織・グループを参集し協議会などを設立する取り組みに拡大していきます。また、商業との連携により販売までを視野にいった商品開発をめざします。	継続	農政課
新規就農者への支援	新規就農希望者に対する実践的な農業研修や、Uターン・I（アイ）ターン就農希望者などに対する就農定着などの支援を行い、地域農業の担い手となる人材の育成を推進します。また、新規就農者への支援として、JAインターン制度支援事業を実施するとともに、就農支援連絡協議会を設置し農地・住居・資金などを含めた総合的な支援体制を確立しています。	継続	農政課
後継者など育成支援	働く環境の基礎づくりとして農地及び漁港や漁場の整備を行い、後継者など担い手となる人材の育成を支援します。	継続	農林水産課 農政課

重点目標Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向1. 防災その他の分野における男女共同参画の推進

現状と課題

宇城市の男女共同参画計画においては、男女共同参画社会の推進のもと、やさしく住みよいまちづくりを掲げています。特に東日本大震災を受けて、防災に対する市民の意識は高まっており、中でも女性の視点からでの防災対策は必須項目となっています。

これにより、有事の際の避難場所や対応窓口等の管理・運営にあたっては、女性が十分に配置されるように推進体制づくりに努めます。また、男女共同参画の視点に立った男女のニーズの違いなど、さまざまな悩みに対しての情報提供や、相談体制の支援も行います。

一方で、性別に限らず住民が安心して子育てができる地域、安心して学校や勤めに行くことができる地域、安心して年を重ねることができる地域づくりは男女共同参画社会においても重要な視点と考えます。

本計画においては、防災や防犯を始めとしたさまざまな分野における男女共同参画を進めるため、下記のような評価指標を設定し、事業を実施していきます。

評価指標	平成18年度 実績値	平成22年度 実績値	平成28年度 目標値
消防団員数 (うち女性消防団員数)	1,845人 (91人)	1,733人 (73人)	1,800人 (継続して向上を図る)

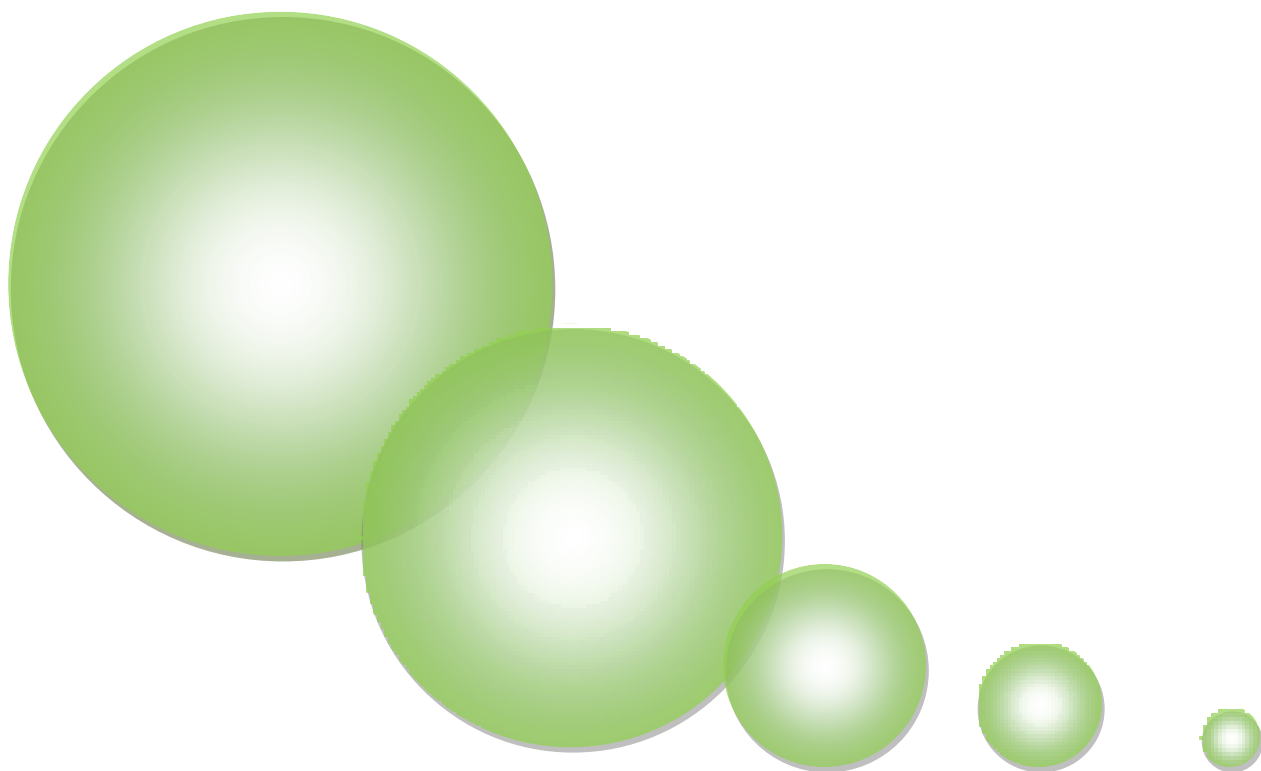
主要施策(1) 人にやさしい安全・安心のまちづくり

具体的施策	取り組み内容	今後の 方向性	担当課
バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った施設・環境の整備	公共施設、道路、公園などのバリアフリー化の推進及び、ユニバーサルデザインの浸透など、妊婦や子ども、高齢者、障害のある人をはじめとした全ての人に優しい施設・環境整備に努めます。 ○ 道路環境の整備 ○ 公共交通システムの検討及び構築 ○ 公園など施設の整備 ○ 誉が丘・萩尾溜池周辺整備事業 ○ 松橋駅周辺地域整備事業	継続	土木課 企画課 商工観光課

主要施策（２）男女共同参画の視点に立った防災の基盤づくり

具体的施策	取り組み内容	今後の方向性	担当課
市民の防災意識の向上	市民の防災意識向上のため、地域の消防団との連携を充実し、男女がともに参画した広報活動や防災啓発を推進しています。また、地域との協力体制の中で、女性消防団員の特色を生かした活動を検討するとともに、女性部による車両広報活動や女性消防団員による救急救命訓練などを行っています。 加えて、宇城市消防団広報紙に女性部の活動を掲載し、加入促進を図ります。	継続	危機管理課 各支所 総合窓口課
防犯灯整備事業	防犯灯を整備（修繕・新設）することにより、市内での犯罪防止を図っています。 また、囑託員と連携をとりながら、新設・修繕の申請、その他防犯灯に関する情報提供があった場合、現地確認を行い犯罪防止に努めています。	継続	危機管理課 各支所 総合窓口課
巡回パトロール	毎月１回、登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行っています。	継続	危機管理課 各支所 総合窓口課

參考資料



1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に關して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議**（設置）**

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （施行の日＝平成13年1月6日）

- (1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

【以下省略】

2 熊本県男女共同参画推進条例

平成14年4月1日施行

目次

前文

第1章 総則(第1条—第14条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第15条—第24条)

第3章 熊本県男女共同参画審議会(第25条—第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民1人1人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（県、県民、事業者及び市町村の協働）

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

（県の責務）

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（県民の責務）

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

（男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止）

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- （2） 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

（公衆に表示する情報における表現への配慮）

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進**（男女共同参画計画の策定等）**

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- （2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

（職業生活と家庭生活等との両立の促進）

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

（農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進）

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（県の附属機関の委員の選任における配慮等）

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

（年次報告）

第24条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

（審議会の設置）

第25条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 男女共同参画計画の策定に関する事項
- （2） 第23条第1項の苦情の処理に関する事項
- （3） 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門部会）

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

（雑則）

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3 宇城市男女共同参画推進条例

平成19年10月1日施行

目次

前 文
第1章
第2章
第3章
第4章
附 則

【前文】

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においては、男女共同参画を市行政の重要施策と位置付け、パートナーシップをテーマとした啓発事業や行動計画策定などさまざまな取組を進めてきた。しかしながら、男女の固定的な性別役割分担の意識は依然として存在しており、本市が目指す将来都市像「未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現には、まだ多くの課題が残されている。

このような状況にかんがみ、本市が将来にわたり発展していくためには、市民一人一人が男女共同参画社会の必要性を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが必要である。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、“女(ひと)と男(ひと)で築く、やさしく住みよいまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

総 則

第1章

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 市民 国籍を問わず、市内に居住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的、経済的又は社会的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき促進されなければならない。

- 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう配慮されること。
- 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、地域及び職場における活動その他の活動を行うことができるようにすること。

- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市、市民及び事業者の協働 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働により行われること。

（実現すべき姿）

第 4 条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われ、職場や地域など社会における活動と両立できる家庭
 - イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
 - ウ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族がお互いの人権を尊重し合う家庭
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できる職場
 - イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、ゆとりをもって家庭生活と職業生活が両立できる職場
 - ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進され、進学や就職に関し性別にとらわれることなく、多様な選択ができるような進路指導が行われる学校
 - イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
 - ウ 教職員等の研修が実施され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
 - エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- (4) 地域社会において実現すべき姿
 - ア 性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
 - イ 男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かに安心して暮らせる地域社会

（市の責務）

第 5 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

（市民の責務）

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図り、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第 7 条** その事業活動を行うに当たっては、事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努め、男女が対等に事業活動に参画する機会を確保するとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止）

- 第 8 条** 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。
- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報における表現への配慮）

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

（男女共同参画計画の策定等）

- 第 10 条** 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、これを公表しなければならない。
- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第 11 条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

（家庭生活と職業生活等の両立の促進）

第 12 条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

（商工業、農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進）

第 13 条 市は、商工業、農林水産業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（市の附属機関等における積極的改善措置）

第 14 条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないよう配慮し、男女が共に政策や方針の立案及び決定に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

第 15 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第 16 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施する市民及び団体の活動を支援するための拠点施設の設置等必要な措置に努めるものとする。

（男女共同参画週間）

第 18 条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、宇城市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設けるものとする。

- 2 男女共同参画週間は、国の男女共同参画週間に合わせ 6 月 23 日から 1 週間とする。
- 3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情の処理等）

第 19 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項に規定する苦情又は相談の申出があった場合は、その処理のため必要があると認めるときは、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（年次報告）

第 20 条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

第 3 章 宇城市男女共同参画審議会

（設置）

第 21 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議するため、宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 第 10 条に規定する男女共同参画計画策定等に関する事項
- (2) 第 19 条の苦情等の対応に関する事項
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項

（組織等）

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者及びその他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 24 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会）

第 25 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることはできない。

（専門部会）

第 26 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

（庶務）

第 27 条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

雑 則

第 4 章

（委任）

第 28 条 市長がこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

4 年表

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(第1回世界 女性会議)(メキシコシティ) ⇒「世界行動計画」採択	総理府(現:内閣府)に「婦人問題 企画推進本部」設置		
国連婦人の 10年 (1976年 から1985年)	1976年 (昭和51年)	「民法の一部を改正する法律」施 行(婚氏続称制度)		
	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課に婦人行 政担当窓口設置	
	1978年 (昭和53年)			
	1979年 (昭和54年)	第34回国連総会 ⇒「女子に対するあらゆる形態 の差別の撤廃に関する条約」採 択		
	1980年 (昭和55年)	第2回世界女性会議(コペンハー ゲン) ⇒女子差別撤廃条約署名式	県議会が国に対し「婦人の権利を 確立するための意見書」を提出 「県婦人問題行政推進会議」設置	
	1981年 (昭和56年)	「女子に対するあらゆる形態の差 別の撤廃に関する条約」発効	「民法及び家事審判法の一部を 改正する法律」施行(配偶者の相 続分引き上げ等)	婦人行政担当窓口が労政課から 福祉生活部消費生活課に移管 消費生活課を生活婦人課に改組 「県婦人問題懇話会」設置
	1982年 (昭和57年)	「母子福祉法の一部を改正する 法律」施行(寡婦も母子家庭に準 じた扱い等)	市町村に対し婦人行政担当窓口 の設置を要望 生活婦人科を交通安全青少年生 活婦人総室に改組	
	1983年 (昭和58年)		「県婦人問題基本計画」策定 市町村に対し審議会等委員への 婦人の登用を呼びかけ 「市町村婦人問題担当課長会議」 開催 「婦人問題シンポジウム」開催 県婦人海外派遣事業「婦人のつ ばさ」実施	
	1984年 (昭和59年)		福祉生活部県民生活総室に「婦 人生活係」を新設	
1985年 (昭和60年)	第3回世界女性会議(ナイロビ) ⇒「西暦2000年に向けての婦人 の地位向上のための将来戦略」 採択	「国籍法及び戸籍法の一部を改 正する法律」施行(国籍の父母両 系血統主義採用等) 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「県婦人問題懇話会」が審議会等 委員への婦人の登用について知 事へ初提言 国連婦人の十年最終記念事業「く まもと婦人フォーラム」開催	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金等法の一部を改正す る法律」施行(女性の年金権の確 立)	「女性のための実施計画書」策定	

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	県民生活総室婦人係となる	
1988年 (昭和63年)		「労働基準法」一部改正(労働時間短縮等)	「県婦人問題懇話会」が女性の登用等について知事へ提言 福祉生活部県民生活総室に「婦人対策室」を設置	
1989年 (平成元年)		「新学習指導要領」公示 (技術・家庭の男女共通履修等)	女性地域リーダー育成事業実施	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会 ⇒「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「くまもと女性の日」(毎年3月10日)制定	
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業等に関する法律」公布		
1992年 (平成4年)		「育児休業等に関する法律」施行		
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行	婦人対策室を「女性行政室」に名称変更 「県男女でつくる活き活き社会推進懇話会」意見を知事に報告	
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議(カイロ)	総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」設置	男女共同参画社会形成のための総合指針「ハーモニープランくまもと」を策定 男女共生ネットワーク事業実施	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京) ⇒「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児休業法」改正 ⇒「育児・介護休業法」に(介護休業制度の法制化) 「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び均等に関する条約)」批准	「県農産漁村女性ビジョン」策定	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女行動参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	県民生活総室が福祉生活部から環境生活部に移行	
1998年 (平成10年)				
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」全面施行	県庁各所属セクシュアル・ハラスメント相談員を設置	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ⇒「政治宣言」及び「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「介護保険法」施行	「熊本県男女共同参画白書」発行 女性行政室を「男女共同参画室」に名称変更 課内室だった男女共同参画室が独立し、「男女共同参画課」設置	

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」策定 「熊本県農産漁村男女共同参画推進プラン」策定 内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム」開催 「審議会等委員への女性の登用推進に関する要項」策定 「熊本県男女共同参画推進条例」制定 県で初めて「男女共同参画審議会」委員の公募を実施	
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	「熊本県男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画センター開設 「熊本県男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画社会づくりに関する県の施策に対する苦情処理制度」開始 「男女共同参画地域ネットワークモデル事業」開始	
2003年 (平成15年)		「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	組織改編に伴い、男女共同参画課から男女共同参画・パートナーシップ推進課へ DV対策事業及び婦人保護事業が児童家庭課より移管 女性の心のケア事業開始	
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 (保護命令の拡充等) 「育児・介護休業法」改正 (休業制度の拡充等)		
2005年 (平成17年)	第49回 国連婦人の地位委員会 (北京+10)(ニューヨーク)	「男女共同参画計画(第2次)」策定 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	合併により宇城市誕生 宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	組織改革に伴い、男女共同参画所管組織が環境衛生部から総務部に変更 熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」(第2次)策定	第1次宇城市男女共同参画計画策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」改正 「女性の再チャレンジ支援事業」閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		宇城市男女共同参画推進条例施行 宇城市男女共同参画審議会設置 「男女共同参画都市」宣言 宇城市男女共同参画推進懇話会を宇城市男女共同参画社会推進委員会と名称変更
2008年 (平成20年)		「次世代育成支援対策推進法」改正	県政運営の基本方針である「くまもとの夢4ヵ年戦略」において「男女共同参画の推進」を重点施策に	
2009年 (平成21年)				
2010年 (平成22年)				宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2011年 (平成23年)			熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」(第3次)策定	第2次宇城市男女共同参画計画策定

5 近年における宇城市の主な事業実績

■平成 19 年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画推進懇話会	①条例検討委員会を兼ね、男女共同参画推進条例について協議した。 ②内閣府・市とともに主催者となり「男女共同参画宣言都市」記念大会を開催した。 ③地域におけるリーダーとなるように、研修会の開催や、自主研修に取り組んだ。 ④女性登用率向上（登用率 30%）のため、市長に女性登用要望書を提出した。	①8回開催 （4/27、5/22、7/4、7/26、8/27、9/10、10/17、11/21） ④2/15
男女共同参画推進条例	①条例制定に向け、調査・協議し宇城市男女共同参画推進条例を制定。 ②宇城市男女共同参画推進条例のパンフレットを作成し、全世帯に配布した。	9月議会へ上程 施行：10月1日
男女共同参画庁内推進会議	①行政内の男女共同参画に関するリーダーとなり、行政施策の検討や、宇城市男女共同参画計画の進捗状況確認を行った。 ②男女共同参画推進条例制定及び「男女共同参画宣言都市」記念大会への支援を行った。	年2回開催 6/27、3/18
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するとともに、男女共同参画計画の取り組み、進捗状況の確認を目的に設置した。（各課1人54人）	年2回開催 7/20、3/13
男女共同参画審議会	条例制定をうけ、市長の諮問機関として設置した。委員数定数：15人（委嘱状交付13人）	第1回会議 3/21
内閣府奨励事業 「男女共同参画宣言都市」記念大会	①男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成することを目的に実施した。 講師 住田裕子弁護士 「あなたもチャレンジ みんなでつくろうこれからの社会」 ②啓発劇「お父さんのお留守番～それぞれの気づき」 ③作文及び標語の表彰 ④パネル展示とワーク・ライフ・バランスビデオ上映	開催 11/21 参加者 860人 応募 作文 21点 標語 416点
各種団体への啓発	①各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりに関して理解を深めるための講演などを行った。 ②民生・児童委員研修及び三角町老人クラブ男女共同参画推進大会（講師：江村英子男女共同参画推進懇話会会長） ③希望の里ホンダ(株) 社員研修及び小川町嘱託員研修（男女共生係）	②5/31、3/14 ③8/30、2/7
パートナーシップセミナー	男女共同参画について一般市民向け講座を開催 ①ココロとからだリフレッシュコース：3回 ②話し方ステップアップコース：3回 ③男のためのそば打ち道場：1回	①9/26、10/6・13 ②10/4・11・18 ③2/26
パートナーシップ通信	①市民の意識向上を図るため、市「広報うき」にパートナーシップ通信のページを確保し、男女共同参画に関する啓発・イベント紹介記事を掲載した。 ②11月号には、宣言都市を記念し、男女共同参画の特集が組まれた。	毎月1回
市職員研修	全職員を対象に男女共同参画についての研修会を開催 講師：高木絹子弁護士 テーマ 「セクシュアル・ハラスメント」	4回に分けて開催 5/29 午前・午後 6/7 午前・午後
市女性職員自主研修会	ポジティブ・アクションの視点から行政職員としての能力を身に付け、ネットワークを広げ、いきいきと職務に取り組むことができるようになることを目的に開催。関係部署の業務について担当課長や外部講師による行政職員としてのセンスアップ研修を受けた。	4月から毎月1回 第3火曜日、就業後2時間

■平成20年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	①宇城市男女共同参画年次報告について ②21年度男女共同参画事業計画（案）について	3/19
男女共同参画社会推進委員会	①地域のリーダーとなるように、研修会への参加や自主勉強会に取り組んだ。 ②パートナーシップ・フェスティバルにおいて、市と共催し、ワーク・ライフ・バランスの寸劇にも取り組み、市民へ啓発した。 ③審議会等の委員や管理職への女性登用率が30%を超えるように、市長と市議会議長へ「要望書」を提出した。	定例会議4回開催 6/2、8/25、9/20、11/26 自主勉強会3回開催 7/22、9/30、3/24 寸劇練習 9/1・12・17・19 要望書提出 3/13
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の30人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画や事業計画、フェスティバルについて検討した。	年2回開催 7/4、2/25
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から1人ずつ、計53人から成り立っている。男女共同参画計画にある各課の具体的施策の進捗状況を報告した。	年2回開催 6/24、2/18
パートナーシップ通信	「広報うぎ」にパートナーシップ通信に啓発・イベント紹介記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 ・寸劇「夫のエプロンからコウノトリが・・・」 ・基調講演「こうのとりのゆりかごが問いかける命の尊さ」 講師：田尻由貴子さん ・男女共同参画推進事業者表彰及び事例発表	9/20・・・約550人
パートナーシップセミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、一般市民向け講座を第1弾から第4弾まで開催した。 ①夏休み父子そば打ち道場（第1弾） ②ストップ！ザ・「肩こり」「腰痛」「ひざ痛」（第2弾） ③「パパと一緒にXmasケーキ作っちゃWish!」（第3弾） ④「魅力のキャリアレディー・うわさの魅力健美学セミナー」（第4弾） ⑤チャレンジセミナー・男の料理教室（つばさの会との共催）	①7/29 6組12人 ②10/30・・・三角会場 女10人、男5人 10/31・・・松橋会場 女18人 ③12/20 12組24人 ④1/27・30、2/2・6 女延べ102人 ⑤1/21・男20人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、理解を深めた。 ①松橋町12区福祉会に出前講座 ②八枚戸区、東松崎区、松橋本村区の各老人クラブで出前講座（宇城地域ネットワークとの共催） ③こすもす学級で男女共同参画研修（松橋公民館との共催） ④株式会社オカムラに出前講座 ⑤九州溝端紙工印刷株式会社に出前講座 ⑥九州電力株式会社宇城営業所に出前講座 ⑦三角町老人クラブ連合会「男女共同参画推進大会」に出前講座	①10/15 12人 ②八枚戸 12/1 25人 東松崎 12/8 25人 本村 12/15 42人 ③12/17 100人 ④1/5 100人 ⑤1/28 15人 ⑥1/29 30人 ⑦3/11 262人
市職員研修	職員を対象に男女共同参画についての研修会を開催した。 講師：新木雅之氏（前内閣府男女共同参画局総務課長） テーマ 「わかりやすい男女共同参画社会」	7/3 200人

男女共同参画推進事業者表彰	募集要項、表彰要綱、評価基準を定め、広報「うき」で公募し、また、市企業クラブ会員企業 62 社へ通知した。この結果（株）オカムラが受賞し、パートナーシップ・フェスティバルにおいて表彰し、会社の取り組みを発表してもらった。この取り組みについては、「広報うき」のパートナーシップ通信で紹介、企業の PR に努めた。これを契機に企業の男女共同参画の推進を狙った。	9/20
市女性職員自主研修会	ポジティブ・アクションの視点から行政職員としての能力を身に付け、ネットワークを広げ、いきいきと職務に取り組むことができるようになることを目的に開催。男女共同参画についての研修や外部講師による行政職員としての能力アップを図る研修を受けた。	年 8 回開催 5/20、6/17、7/15、 8/19、10/21、11/18 1/20、2/10
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間（6 月 23 日～29 日）に合わせ、市役所本庁ロビーで、セクハラ、DV 及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示するとともに、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。	6/23～7/4

■平成 21 年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	①宇城市男女共同参画年次報告について ②22 年度男女共同参画事業計画（案）について	3/9
男女共同参画社会推進委員会	①定例会及び自主勉強会を開催した。 ②市との共催で「パートナーシップ・フェスティバル」の準備・運営に当たった。オープニングで「DV・セクハラ」をテーマに寸劇を演じ、市民へ啓発した。 ③宮崎県延岡市で開催された「全国男女共同参画宣言都市サミット」をはじめ、県や他市町主催のイベント・セミナーに参加した。 ④南関町男女共同参画懇話会の先進地研修会を受け入れた。宇城市の取り組みを紹介したほか、江村会長が同町懇話会委員と意見交換を行った。 ⑤女性登用等に関する要望書」を、市長及び市議会議長へ提出した。	①定例会議 5 回開催 5/15、7/7（自主）、8/19、 9/12、12/1 ②寸劇練習 4 回開催 8/24・27、9/2・11 ③11/6・・・7 人 ④11/18・・・10 人 ⑤3/11 提出 会長・副会長 3 人
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の 30 人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画や事業計画、フェスティバルについて検討した。	年 2 回開催 5/27、2/5
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から 1 人ずつ、計 48 人から成り立っている。男女共同参画計画にある各課の具体的施策の進捗状況を報告した。	年 2 回開催 5/20、2/1
パートナーシップ通信	「広報うき」にパートナーシップ通信に啓発・イベント紹介記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。また、6 月の男女共同参画週間に合わせ特集を組んだ。	毎月 1 回 1 ページ（6 月のみ 4 ページ）掲載 ・・・通算 16 ページ
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 ・寸劇「みんな違ってみんないい」 ・基調講演「進めよう！男女共同参画によるまちづくり」 講師：福岡県男女共同参画センター「あすばる」 館長 中嶋玲子さん ・男女共同参画推進事業者表彰及び事例発表 受賞者：松合食品株式会社	9/12・・・約 550 人 アンケート（配布数 450 枚、回答数 317 人、回答率 70.4%） ○プログラム構成 ・非常に良い 51.4% ・良い 28.8% ・普通 19.0% ○基調講演 ・非常に良い 89.7% ・良い 7.7% ・普通 2.2%

パートナーシップセミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、一般市民向け講座を第1弾から第4弾まで開催した。 ①「ウォーキングでストレスとメタボをぶっ飛ばそう！」(第1弾) ②「こんなのが知りたかった！不況を乗り切るライフプラン」(第2弾) ③夏休み父子そば打ち道場(第3弾) ④「働き盛りのお父さんへ お酒と永くつきあうために」(第4弾)	①5/13・・・36人 女35人、男1人 ②7/6・・・女21人 7/8・・・女20人 7/9・・・女20人 ③7/28 5組10人 男6人、女4人 ④11/25・・・19人 女6人、男13人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①市社会福祉協議会に出前講座 ②九州電力株式会社宇城営業所に出前講座 ③三角町老人クラブ連合会に出前講座	①11/19 53人 ②12/17 28人 12/22 23人 ③2/26 約300人
市職員研修	職員を対象に男女共同参画についての研修会を開催した。 講師：江村英子氏（宇城市男女共同参画社会推進委員会会長） テーマ 「“仕事に喜びを人生に楽しみを” これが男女共同参画社会」	6/22・・・185人
男女共同参画推進事業者表彰	広報「うき」と市ホームページで公募し、松合職員(株)が受賞。パートナーシップ・フェスティバルにおいて表彰し、会社の取り組みを発表してもらった。また、取り組み内容については、広報「うき」で紹介し、企業のPRに努めるとともに、企業の男女共同参画の推進を図った。	表彰式 9/12 広報「うき」11月号で取り組み紹介
市女性職員自主研修会	ポジティブ・アクションの視点から行政職員としての能力を身に付け、ネットワークを広げ、いきいきと職務に取り組むことができるようになることを目的に開催している。男女共同参画についての研修や外部講師による行政職員としての能力アップを図る研修を受けた。	年8回開催 ①5/19・・・33人 ②6/16・・・30人 ③7/21・・・20人 ④8/18・・・21人 ⑤10/20・・・19人 ⑥11/17・・・20人 ⑦1/19・・・22人 ⑧2/16・・・23人 09/12（パートナーシップ・フェスティバル）・・・約20人
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、市役所本庁ロビーで、セクハラ防止、DV防止及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示するとともに、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。	6/22～7/3

■平成 22 年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	①宇城市男女共同参画年時報告について ②23 年度男女共同参画事業計画（案）について	年 2 回開催 5/12、3/16
男女共同参画社会推進委員会	①定例会及び自主勉強会を開催した。 ②市との共催で「パートナーシップ・フェスティバル」の準備・運営に当たった。オープニングで「ワーク・ライフ・バランス、DV」などをテーマに寸劇を演じ、市民へ啓発した。 ③市民意識調査の設問や報告書を検討した。 ④熊本市主催「第 20 回男女共同参画全国都市会議 in くまもと」をはじめ、他市町主催のイベントに参加した。 ⑤上益城 5 町の行政職員や懇話会委員等の行政視察研修会を受け入れた。宇城市の男女共同参画計画の進行管理や推進体制を紹介したほか、江村同委員会会長が条例の必要性などについて意見交換を行った。 ⑥「女性登用等に関する要望書」を、市長及び市議会議長へ提出した。	①会議 7 回開催 5/11、6/18（自主）、7/7、8/18、9/11、11/1（自主）、12/16 ②寸劇練習 7 回開催 7/7・29、8/23・26、9/3・6・10 ③6/18、11/1、12/6、12/24 ④11/18・・・6 人 ⑤12/8・・・25 人 ⑥3 月 8 日提出 会長・副会長 3 人
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の 29 人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画や事業計画、市民意識調査、フェスティバルについて検討をした。	年 2 回開催 5/27、2/9
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から 1 人ずつ、計 47 人から成り立っている。男女共同参画計画にある各課の具体的施策の進捗状況、市民意識調査結果を報告した。	年 2 回開催 5/20、2/2
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 ・寸劇「いきいき男女の新時代」 ・基調講演「男女ともにやさしい社会を築きましょう」 講師：佐賀県 DV 対策総合センター所長 原健一氏 ・男女共同参画推進事業者表彰及び事例発表 受賞者：グループホーム白梅の里	9/11・・・約 350 人 アンケート（配布数 350 枚、回答数 181 人、回答率 51.7%） ○プログラム構成 ・非常に良い 20.2% ・良い 42.9% ・普通 33.1% ○基調講演 ・非常に良い 43.4% ・良い 35.2% ・普通 20.7%
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、市民向け講座を開催した。 ①中国語講座（3 期：各期 8 回）（第 1 弾） ②夏休み父子そば打ち道場（第 2 弾） ③男性のための料理教室（第 3 弾） ④中華料理教室（第 4 弾）	①7/7～1/26 44 人（男 12 人・女 32 人） 延べ 318 人 ②8/3 5 組 10 人 ③10/30 16 人 ④2/10 12 人（男 4 人・女 8 人）
各種団体への啓発	各種団体・起業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①宇城市企業クラブ研修会 ②市社会福祉協議会に出前講座 ③三角町老人クラブ連合会に出前講座 ④グループホーム白梅の里に出前講座	①9/16・・・21 社 28 人 ②11/30・・・54 人 ③2/25・・・約 300 人 ④3/24・・・12 人
市職員研修	職員を対象に男女共同参画研修を開催した。 テーマ「男女共同参画による地域づくり」 講師：中嶋 玲子氏（福岡県男女共同参画センターあすばる元館長）	2/4・・・80 人

男女共同参画推進事業者表彰	広報うきと市ホームページで公募し、グループホーム白梅の里が受賞。パートナーシップ・フェスティバルにおいて表彰し、会社の取り組みを発表してもらった。また、取り組み内容については、広報うきで紹介し、企業のPRに努めるとともに、企業の男女共同参画の推進を図った。	表彰式 9/11 広報うき 11月号で取り組み紹介
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、市役所本庁ロビーで、セクハラ防止、DV防止及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示するとともに、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。	6/16～6/29
市民意識調査	市民の意識や実態の変化を分析、現状と課題を把握し、平成23年度に見直しをする第2次男女共同参画計画や、今後の施策を効果的に反映させるため、宇城市に居住する20歳以上の男女3千人を対象に意識調査を実施した。1/17日に市民意識調査報告書（126ページ）が完成した。	調査期間 7/20～8/4 有効回収率 37.7%

6 宇城市男女共同参画審議会 委員名簿

役職	氏名	備考
会長	大江 正昭	熊本学園大学教授
副会長	江村 英子	宇城市男女共同参画社会推進委員会会長
委員	相藤 絹代	公募
委員	池田 秀人	宇城市小中学校長会会長
委員	稲村 昌三	前宇城市男女共同参画社会推進委員会委員
委員	浦上 きみ子	不知火町婦人会会長
委員	坂崎 秀直	人権擁護委員
委員	猿渡 光子	前懇話会委員
委員	竹永 和男	企業クラブ幹事
委員	田尻 かほる	認定農業者
委員	千原 千鶴子	商工会理事
委員	橋柿 正與	公募
委員	松岡 つさ子	J A熊本うき女性部部長
委員	山口 義則	前懇話会委員
委員	横尾 七生子	前懇話会委員

宇城市男女共同参画計画

～女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり～

平成 24 年 3 月

発行 宇城市 総務部 人権啓発課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

電話 0964-32-1111（代表）

FAX 0964-32-0110

<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>

